

宇多津町地域防災計画

(地震対策編)

令和7年12月

宇多津町防災会議

目 次

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 第1章 総 則 | 1 |
| 第1節 目 的..... | 3 |
| 第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱..... | 3 |
| 第3節 町計画の周知徹底及び修正..... | 15 |
| 第4節 被害想定..... | 16 |
| 第5節 地震・津波防災対策の推進..... | 40 |
| 第6節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針..... | 45 |
| 第7節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応..... | 47 |
| 第8節 町民運動の展開（町民すべてによる防災対策の推進）..... | 58 |
| 第2章 災害予防計画 | 59 |
| 第1節 防災知識の普及計画..... | 61 |
| 第2節 自主防災組織の育成に関する計画..... | 66 |
| 第3節 総合防災訓練計画..... | 70 |
| 第4節 ライフライン等災害予防計画..... | 72 |
| 第5節 火災予防計画..... | 74 |
| 第6節 危険物施設等災害予防計画..... | 76 |
| 第7節 都市防災対策計画..... | 77 |
| 第8節 建造物等災害予防対策..... | 78 |
| 第9節 地盤災害予防対策..... | 79 |
| 第10節 公共施設災害予防対策..... | 82 |
| 第11節 防災施設等整備計画..... | 84 |
| 第12節 防災業務体制整備計画..... | 86 |
| 第13節 緊急輸送体制整備計画..... | 89 |
| 第14節 避難体制整備計画..... | 91 |
| 第15節 医療計画..... | 95 |
| 第16節 防疫、保健衛生計画..... | 97 |
| 第17節 ごみ及び災害廃棄物処理計画..... | 97 |
| 第18節 要配慮者対策計画..... | 98 |
| 第19節 文教災害予防計画..... | 102 |
| 第20節 ボランティア活動環境整備計画..... | 103 |

| | |
|------------------------------|------------|
| 第2 1 節 被災動物の保護計画..... | 105 |
| 第2 2 節 帰宅困難者対策計画..... | 107 |
| 第2 3 節 業務継続計画（BCP）策定計画..... | 108 |
| 第3章 災害応急対策計画..... | 110 |
| 第1 節 活動体制計画..... | 112 |
| 第2 節 広域応援計画・広域避難受入計画..... | 122 |
| 第3 節 自衛隊災害派遣要請計画..... | 127 |
| 第4 節 地震に関する情報の伝達計画..... | 133 |
| 第5 節 災害情報収集・伝達計画..... | 138 |
| 第6 節 通信運用計画..... | 146 |
| 第7 節 広報計画..... | 150 |
| 第8 節 避難対策計画..... | 153 |
| 第9 節 二次災害防止対策..... | 161 |
| 第1 0 節 消防に関する計画..... | 163 |
| 第1 1 節 水防活動に関する対策..... | 164 |
| 第1 2 節 輸送対策..... | 165 |
| 第1 3 節 給食計画..... | 168 |
| 第1 4 節 給水計画..... | 171 |
| 第1 5 節 生活必需品等供給計画..... | 173 |
| 第1 6 節 医療救護計画..... | 175 |
| 第1 7 節 公共施設等応急復旧計画..... | 180 |
| 第1 8 節 危険物施設等災害応急対策計画..... | 182 |
| 第1 9 節 防疫、保健衛生計画..... | 183 |
| 第2 0 節 廃棄物処理計画..... | 186 |
| 第2 1 節 遺体の捜索、処理、火葬・埋葬計画..... | 189 |
| 第2 2 節 文教対策計画..... | 190 |
| 第2 3 節 住宅の応急確保対策..... | 196 |
| 第2 4 節 社会秩序維持計画..... | 202 |
| 第2 5 節 ライフライン等応急復旧計画..... | 203 |
| 第2 6 節 農水産関係応急対策計画..... | 206 |
| 第2 7 節 ボランティア受入計画..... | 208 |
| 第2 8 節 要配慮者応急対策計画..... | 210 |
| 第2 9 節 災害救助法の適用計画..... | 213 |
| 第4章 災害復旧計画..... | 216 |

| | |
|-----------------------|-----|
| 第1節 復旧・復興の基本方針..... | 218 |
| 第2節 公共施設等災害復旧計画..... | 220 |
| 第3節 被災者等生活再建支援計画..... | 221 |

第1章 総則

第1節 目 的

第1 計画の目的

この計画は、本町における地震災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、町及び指定地方行政機関、指定地方公共機関、町指定公共機関及び公共的団体等その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務または業務の大綱等を定め、これにより地震防災対策を総合的かつ計画的に推進し、町土並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「宇多津町地域防災計画」の「地震対策編」として宇多津町防災会議が作成する計画であり、この計画に定めのない事項については「宇多津町地域防災計画（一般対策編）」の定めるところによる。

また、この「地震対策編」は、「津波対策編」とともに、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を含むものである。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱

第1 防災関係機関及び町民の責務

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

2 県

県は、町を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

3 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、町内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、危機に際し、住民の日常生活に直結してその健康をまもるために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、町、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して給水できるよう努める。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

7 町民

町民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 町

- 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務
- 防災に関する組織の整備
- 防災訓練の実施
- 防災知識の普及及び防災意識の啓発
- 防災教育の推進
- 自主防災組織の結成促進及び育成指導

- 防災に関する施設等の整備及び点検
- 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- 注意報・警報等の住民への周知措置
- 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令並びに指定避難所の開設
- 避難行動要支援者の避難支援活動
- 消防、水防その他の応急措置
- 被災者の救助、救護その他保護措置
- 被災した児童生徒の応急教育
- 被災者の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施
- 緊急輸送等の確保
- 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保
- 災害復旧の実施
- ボランティア活動の支援
- その他災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(2) 坂出市消防本部

- 防災教育及び消防訓練
- 消防資機材等の点検及び整備
- 災害情報等の収集及び必要な広報
- 火災等の応急措置及び被害拡大防止措置
- 被災者、負傷者等の救出・救助及び搬送

(3) 宇多津町消防団

- 防災教育及び消防訓練
- 消防資機材等の点検及び整備
- 災害情報等の収集及び必要な広報
- 火災等の応急措置及び被害拡大防止措置
- 被災者、負傷者等の救出・救助及び搬送

(4) 県（中讃土木事務所、中讃土地改良事務所、中讃保健福祉事務所含む）

- 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務
- 防災に関する組織の整備
- 防災訓練の実施
- 防災知識の普及及び防災意識の啓発
- 防災教育の推進

- 自主防災組織の結成促進及び育成指導
- 防災に関する施設等の整備及び点検
- 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整
- 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- 注意報・警報等の市町への通知
- 被災者の救助、救護その他保護措置
- 被災した児童生徒の応急教育
- 緊急輸送等の確保
- 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施
- 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保
- 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置
- 災害復旧の実施
- ボランティア活動の支援
- その他災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(5) 香川県広域水道企業団

- 災害時における水道の被害情報の収集及び県、町への報告連絡
- 災害時における水道水の供給確保
- 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施

(6) 坂出警察署

- 災害情報の収集・伝達及び被害実態の把握
- 被災者の救出救助及び避難指示
- 交通規制及び管制
- 広域応援等の要請及び受入れ
- 遺体の検視（見分）等の措置
- 犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持

(7) 指定地方行政機関

ア 中国四国管区警察局四国警察支局

- 支局内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整
- 警察庁及び他管区警察局との連携
- 支局内防災関係機関との連携
- 支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡
- 警察通信の確保及び統制

- 警察災害派遣隊の運用
- 支局内各県警察の津波警報等の伝達

イ 四国厚生支局

- (独)国立病院機構等関係機関との連絡調整

ウ 香川労働局（坂出労働基準監督署、坂出公共職業安定所）

- 労働災害防止についての監督指導
- 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速・適正な労災補償の実施
- 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
- 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保
- 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導
- 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等

エ 中国四国農政局（高松地域センター）

- 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護
- 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導
- 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導
- 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ
- 被災地への営農資材の供給の指導
- 被災地における病虫害防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握
- 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導
- 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付
- 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導

オ 四国地方整備局（香川河川国道事務所、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）・リエゾン）

- 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項
- 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理
- 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導
- 海上の流出油等に対する防除措置
- 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
- 飛行場の災害復旧

カ 四国総合通信局

- 電気通信施設の整備のための調整及び電波の統制監理

- 被災地における電気通信の確保のための応急対策及び電波の監理
- キ 四国財務局
- 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業の査定立会
 - 地方公共団体に対する災害融資
 - 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
 - 災害時における金融機関の業務運用の確保及び金融上の措置
- ク 四国経済産業局
- 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保
 - 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保
 - 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
- ケ 四国運輸局（香川運輸支局）
- 輸送機関、その他関係機関との連絡調整
 - 陸上及び海上における緊急輸送の確保
 - 自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
- コ 大阪管区气象台（高松地方气象台）
- 気象、地象、地動、水象の観測並びにその成果の収集、発表
 - 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報、並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・協力
 - 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- サ 第六管区海上保安本部（高松海上保安部、坂出海上保安署）
- 特別警報・警報等の伝達、情報の収集、海難救助等
 - 災害時における人員及び物資の緊急輸送
 - 海上における流出油等の防除等、交通安全の確保、治安の維持
 - 航路標識等の整備
- シ 中国四国地方環境事務所（高松事務所）
- 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
 - 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達に関すること
 - 家庭動物の保護等に係る支援
- ス 中国四国防衛局（高松防衛事務所）

- 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整
- 災害時における米軍部隊との連絡調整

セ 四国森林管理局（香川森林管理事務所）

- 国有林野の治山、治水事業の実施
- 国有保安林の整備保全
- 災害復旧用木材（国有林）の供給

ソ 中国四国産業保安監督部 中国四国産業保安監督部四国支部

- 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保
- 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等

タ 大阪航空局（高松空港事務所）

- 空港施設の整備及び点検
- 災害時の飛行規制等とその周知
- 緊急輸送の拠点としての機能確保
- 緊急状態にある又は発展する可能性のある航空機の情報収集等

チ 国土地理院四国地方測量部

- 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
- 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力
- 地理情報システム活用の支援・協力
- 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施
- 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言
- 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言

(8) 自衛隊

- 災害派遣の実施
 （被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、給食及び給水、入浴の支援、危険物の除去等）

(9) 指定公共機関

ア 日本銀行（高松支店）

- 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
- 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

- 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - 各種措置に関する広報
- イ 日本赤十字社（香川県支部）
- 救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施
 - 輸血用血液の確保供給
 - 救援物資の備蓄及び供給
 - 義援金の募集及び配分
 - ボランティア活動の体制整備及び支援
- ウ 四国旅客鉄道(株)
- 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施
 - 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
- エ NTT西日本(株)（香川支店）、KDDI(株)（四国支店）、(株)NTTドコモ四国支社、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)
- 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - 災害時における非常緊急通話の確保
- オ 四国電力(株)・四国電力送配電(株)（坂出事業所）
- 電力通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - 災害時における電力の供給確保
- カ 日本郵便株式会社四国支社（宇多津郵便局、宇多津網の浦郵便局）
- 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持
 - 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除
 - 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
- キ 日本放送協会（高松放送局）
- 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施
 - 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
 - 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
- ク 日本通運(株)（四国支店）、四国福山通運（(株)高松支店、佐川急便(株)西日本支社四国支店、ヤマト運輸(株)香川主管支店、四国西濃運輸(株)高松支店
- 災害時における陸上輸送の確保
- ケ （独）水資源機構吉野川本部

- 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施
- コ (独) 国立病院機構中四国ブロック事務所
 - 災害時における(独)国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援
 - 広域災害における(独)国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援
 - 災害時における(独)国立病院機構の被災情報収集、通報
 - (独)国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
- サ 西日本高速道路(株)四国支社
 - 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
- シ 本州四国連絡高速道路(株) (坂出管理センター)
 - 瀬戸中央自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
- ス イオン(株)、(株)セブンイレブン・ジャパン、(株)ローソン、(株)ファミリーマート、(株)セブン&アイ・ホールディングス
 - 災害時における物資の調達・供給確保

(10) 指定地方公共機関

- ア 四国ガス(株) (丸亀支店)
 - ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
 - 災害時におけるガス供給の確保
- イ (一社)香川県バス協会、(一社)香川県トラック協会
 - 災害時における陸上輸送の確保
- ウ (株)四国新聞社、(株)瀬戸内海放送、西日本放送(株)、山陽放送(株)、岡山放送(株)、テレビせとうち(株)、(株)エフエム香川
 - 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施
 - 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
- エ (一社)香川県医師会
 - 災害時における収容患者の医療の確保
 - 災害時における負傷者等の医療救護
- オ (公社)香川県看護協会
 - 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動
 - 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動
 - 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請

カ (一社)香川県L Pガス協会

- L Pガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧
- 災害時におけるL Pガス供給の確保

(11) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

ア (公財)香川県下水道公社 (大東川浄化センター)

- 県の下水道の防災対策及び災害応急対策の実施

イ 香川県農業協同組合 (宇多津支店)

- 関係機関が行う被害調査の協力
- 被災施設等の災害応急対策
- 被災組合員に対する融資等の斡旋

ウ 坂出市医師会、綾歌郡歯科医師会、坂出市薬剤師会、医療機関

- 災害時における収容患者の医療の確保
- 災害時における負傷者等の医療救護
- 災害時における医療資機材及び医薬品等の確保

エ 社会福祉施設、学校等の管理者

- 災害時における入所者、児童生徒等の安全の確保
- 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力

オ 宇多津町社会福祉協議会

- 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
- ボランティア活動の体制整備及び支援

カ 宇多津商工会

- 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力
- 物資等の供給確保及び物価安定についての協力

キ 石油類等取扱機関

- 石油類の防災管理
- 被災時における石油類の供給

ク 宇多津町L Pガス協会及びL Pガス取扱機関

- L Pガスの防災管理
- 被災時におけるL Pガスの安定供給

ケ 輸送機関

- 輸送施設等の整備と防災管理
- 災害時における輸送の確保
- 防災機関の行う輸送活動の協力

- 被災施設の調査と災害復旧
- コ 宇多津町建設業組合及び宇多津町上下水道工事業協同組合
 - 町災害対策本部及び香川県広域水道企業団の行う災害応急対策の協力
 - 町災害対策本部及び香川県広域水道企業団の行う災害応急対策に使用する資機材の提供協力
- サ 宇多津町婦人会
 - 町災害対策本部の行う救護活動の協力
- シ 危険物施設の管理者
 - 災害時における危険物の保安措置
- ス 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）
 - 事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する施策への協力に関すること。
- セ 宇多津漁業共同組合
 - 関係機関が行う被害調査の協力
 - 被災施設等の災害応急対策
 - 被災組合員に対する融資等の斡旋

(12) 町民

- 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。
- 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害時の備え、災害時に取るべき行動に関する知識の習得に努める。
- 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。
- 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。
- 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。
- 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。
- ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。
- 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。
- 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。

- 高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となる者は自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
- 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また町が高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは速やかにこれに応じて行動する。
- 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

(13) 自主防災組織

- あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。
- 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。
- 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。
- 避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。
- 災害時等に地域住民が取るべき行動について、災害時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。
- 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。
- 地域の実情に応じて、必要となる資機材及び物資を備蓄しておくよう努める。
- 町が行う避難情報等の発令基準や、町と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ町と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。
- 町、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。
- 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

(14) 事業者

- 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。
- 管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 町が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。
- 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

第3節 町計画の周知徹底及び修正

この計画は、町の関係職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、適宜町民にも広く周知を図るものとする。

また、この計画は、毎年検討を加え、必要な修正があると認めるときは、速やかに修正するものとする。

第4節 被害想定

1 平成24年度香川県地震・津波被害想定調査（平成24年度～平成25年度）

(1) 調査の概要

県は、南海トラフを震源域とする海溝型地震、中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）及び長尾断層を震源域とする直下型地震について、平成25年3月に「香川県地震・津波被害想定(第一次公表)」として、震度分布や液状化危険度等の推計結果を公表した。さらに同年8月に「香川県地震・津波被害想定(第二次公表)」として、発災直後の人的・物的被害等の推計結果を公表した。

さらに、平成26年2月に「香川県地震・津波被害想定（第三次公表）」として、時間の経過とともに被害がどのように推移するのかを示す「被害シナリオ」を、同年3月に「香川県地震・津波被害想定（第四次公表）」とし、第一次公表のうち、南海トラフ地震（発生頻度の高い）については、内閣府と相談し、検討したモデルを用いて、震度分布、津波水位及び浸水域等の推計を見直し、これに基づき、人的・物的被害や被害シナリオを公表した。

また、同時に南海トラフ地震（最大クラス）を対象に、発災から避難行動が取れなくなるとされる浸水深30cmに達するまでの時間を示す「浸水深30cm到達時間予測図」も公表した。

本町に影響を及ぼすと思われる想定地震による、本町の想定震度は以下のとおり。

| 想定地震 | 本町の最大震度 |
|---------------------|---------|
| ①南海トラフ地震（最大クラス） | 6強 |
| ②南海トラフ地震（発生頻度の高いもの） | 5強 |
| ③直下型地震（中央構造線） | 6強 |
| ④直下型地震（長尾断層） | 5強 |

※「香川県地震・津波被害想定第一次報告書」（平成25年3月31日）及び「香川県地震・津波被害想定第二次報告書」（平成25年8月28日）による。

(2) 被害想定の対象地震

被害想定の対象とする地震は、「海溝型地震」と「直下型地震」である。

このうち、南海トラフを震源とする海溝型地震は、地震（揺れ）に加え、津波も対象として、被害想定を行っている。

| タイプ | 海溝型地震 | | 直下型地震 | |
|-----|---------|--------------|-------|------|
| 震源域 | 南海トラフ※1 | | 中央構造線 | 長尾断層 |
| | 最大クラス※2 | 発生頻度の高いもの ※3 | | |

| | | | | |
|---------|---------|--------------------|--------|--------|
| 地震 | (Mw9.0) | 内閣府と相談・ 検討したモデル | (M8.0) | (M7.1) |
| 津波 (参考) | (Mw9.1) | | — | — |

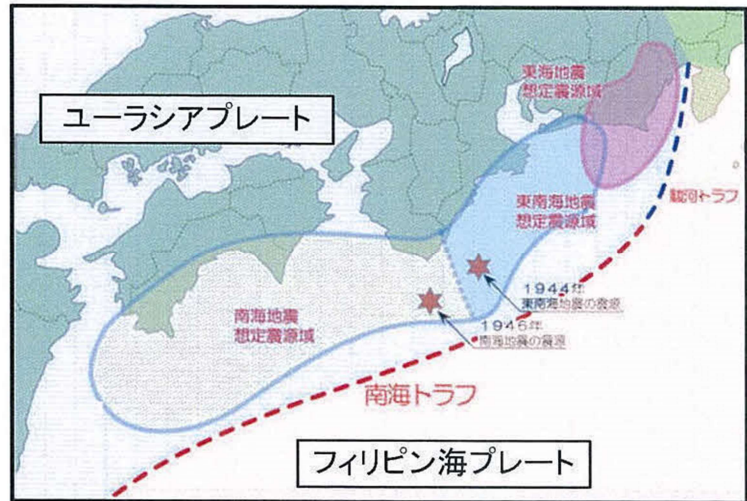
(注) Mw : モーメントマグニチュード※4 M : マグニチュード ※5

(注) 津波については、参考で記載している。

※1 南海トラフ

プレートが沈み込み海底が溝状に深くなっている場所を「海溝」と呼ぶ。そのうち比較的なだらかな地形のものを「トラフ」と呼んでいる。

南海トラフは、四国の南側に位置するユーラシアプレートにフィリピン海プレートが沈み込む水深が約4000mもある巨大な海底の溝である。



※2 最大クラス

最大クラスとは、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波である。

※3 発生頻度の高いもの

発生頻度の高いものとは、一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で発生し、最大クラスに比べ、規模（震度や津波波高）は小さいものの、大きな被害をもたらす地震・津波である。

※4 モーメントマグニチュード (Mw)

地震は地下の岩盤がずれて起こるものである。この岩盤のずれの規模をもとにして計算したマグニチュード（地震のエネルギー）をモーメントマグニチュード (Mw) という。

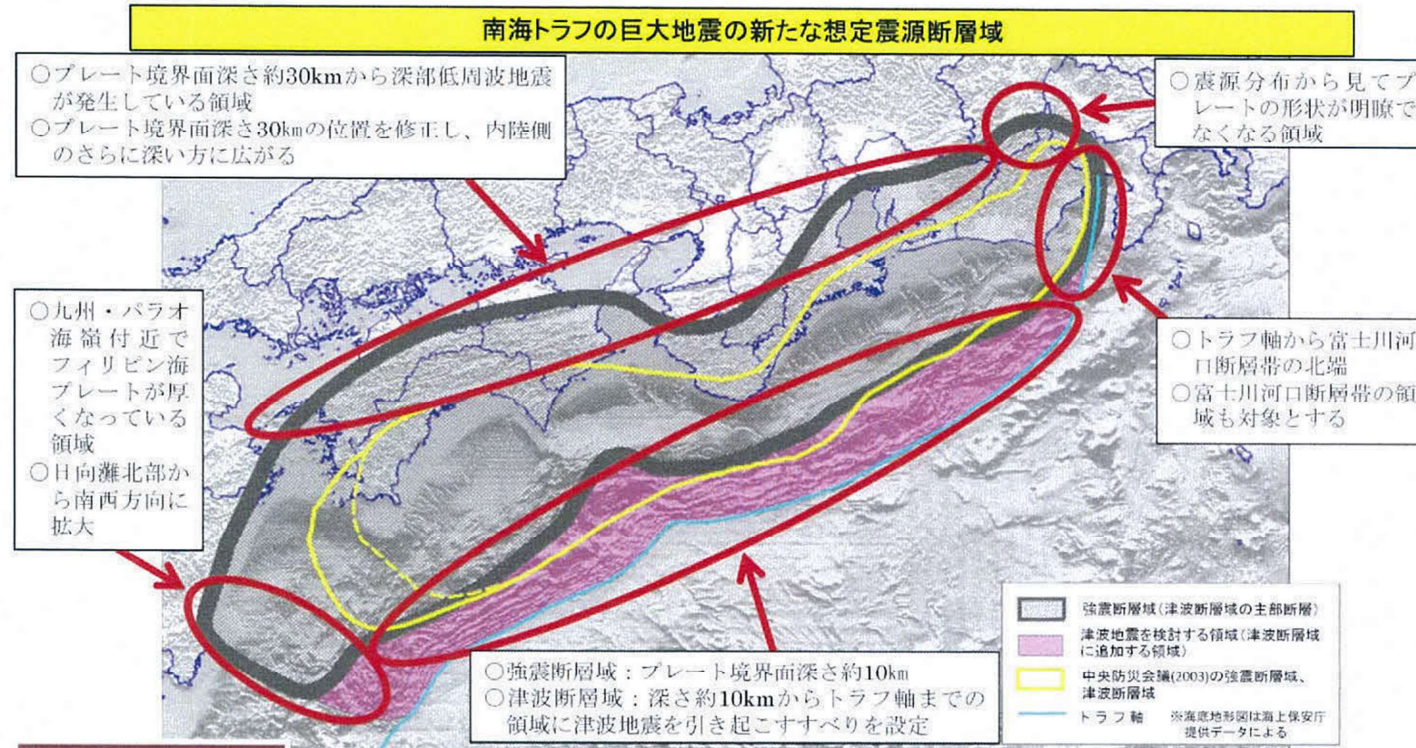
いわゆるマグニチュード (M) は、規模の大きな地震になると、岩盤のずれの規模を正確に表せない。これに対して、モーメントマグニチュードは、巨大地震の規模を物理的に評価するのに適しており、国際的に広く使われている。

※5 マグニチュード (M)

一般的にマグニチュードといえば、日本では、気象庁マグニチュードを指す。これは、地震計で観測される波の振幅から計算した地震のエネルギーである。

ア 最大クラスの想定震源域・想定津波波源域

最大クラスの想定震源域・想定津波波源域は、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で示されたものを採用している。

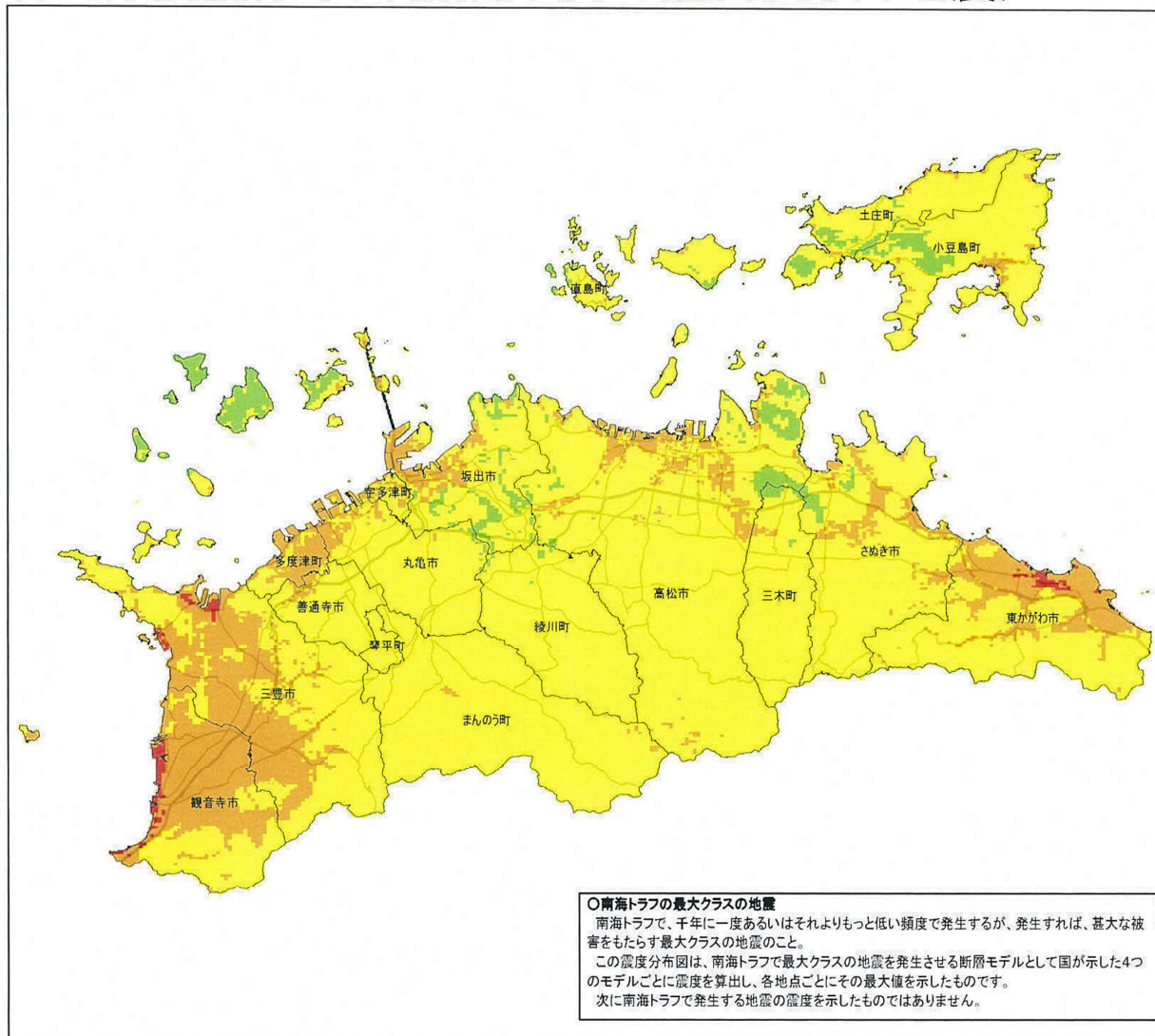


地震の規模(確定値)

| | 南海トラフの巨大地震(強震断層域) | 南海トラフの巨大地震(津波断層域) | 参考 | | | |
|---------------------|---------------------|---------------------|--|---|---|----------------------|
| | | | 2011年東北地方太平洋沖地震 | 2004年スマトラ島沖地震 | 2010年チリ中部地震 | 中央防災会議(2003)強震断層域 |
| 面積 | 約11万km ² | 約14万km ² | 約10万km ² (約500km×約200km) | 約18万km ² (約1200km×約150km) | 約6万km ² (約400km×約140km) | 約6.1万km ² |
| モーメント マグニチュード Mw | 9.0 | 9.1 | 9.0 (気象庁) | 9.1(Ammon et al., 2005) [9.0(理科年表)] | 8.7(Pulido et al., in press) [8.8(理科年表)] | 8.7 |

H24. 8. 29内閣府公表資料より

香川県震度分布図(南海トラフの最大クラスの地震)



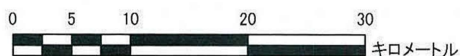
| | |
|------|-------|
| 震度7 | 震度5弱 |
| 震度6強 | 震度4 |
| 震度6弱 | 震度3以下 |
| 震度5強 | |

南海トラフで最大クラスの地震が発生した場合の揺れの強さを示しています

- お住まい等の地域がどのくらい揺れるのか確認し、建物の耐震化や家具等の転倒防止対策を行いましょ。
- 地震が発生したら、まずは揺れから身を守りましょ。
- 揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましょ。

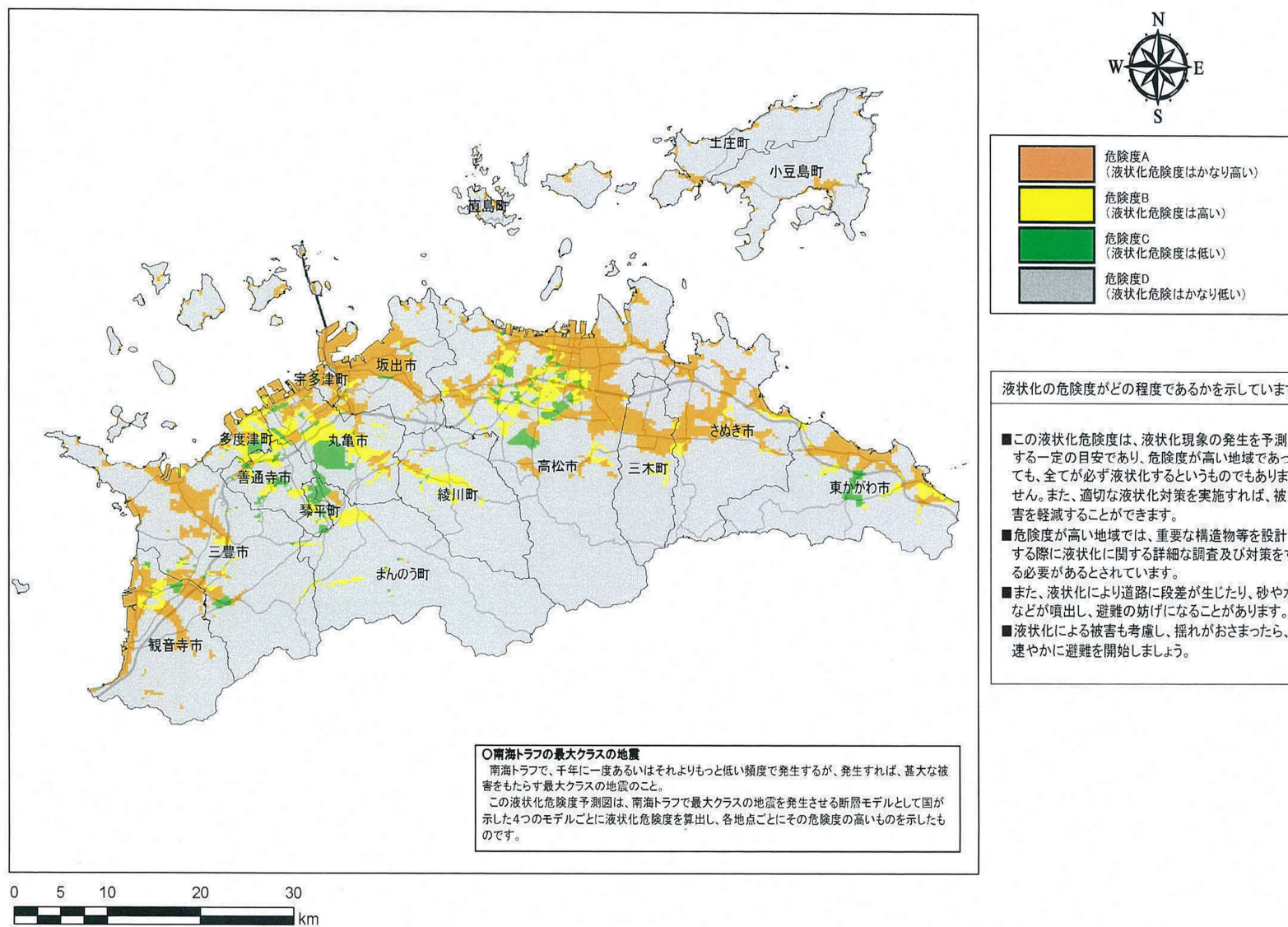
| 震度階級 | 震度と揺れ等の状況(概要) |
|------|---|
| 7 | 耐震性の低い木造建物は、傾くもの、倒れるものがさらに多くなる 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものも多くなる |
| 6強 | はわないと動くことができない、飛ばされることもある 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものも多くなる 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものも多くなる |
| 6弱 | 立っていることが困難になる 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある |
| 5強 | 物につかまらなると歩くのが難しい 棚にある食器類や本で落ちることがある 固定していない家具が倒れることがある 補強されていないブロック塀が崩れることがある |
| 5弱 | 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる 棚にある食器類や本が落ちることがある 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある |
| 4 | ほとんどの人が強く 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる 床の悪い物資が、倒れることがある |
| 3 | 大半の人が、恐怖を覚えたり、物につかまりたいと感じる 棚にある食器類や本が落ちることがある 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある |

○南海トラフの最大クラスの地震
南海トラフで、千年に一度あるいはそれよりも低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震のこと。
この震度分布図は、南海トラフで最大クラスの地震を発生させる断層モデルとして国が示した4つのモデルごとに震度を算出し、各地点ごとにその最大値を示したものです。
次に南海トラフで発生する地震の震度を示したものではありません。



※ 地震は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることからこの図以上の揺れになることもあります。

香川県液状化危険度予測図(南海トラフの最大クラスの地震)



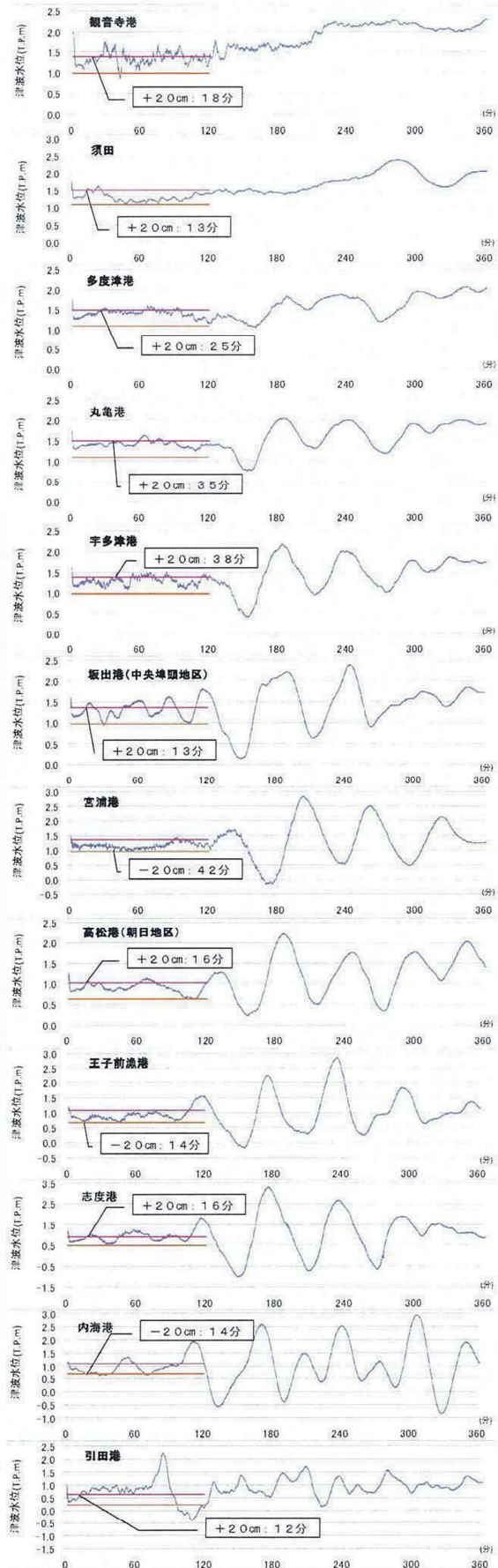
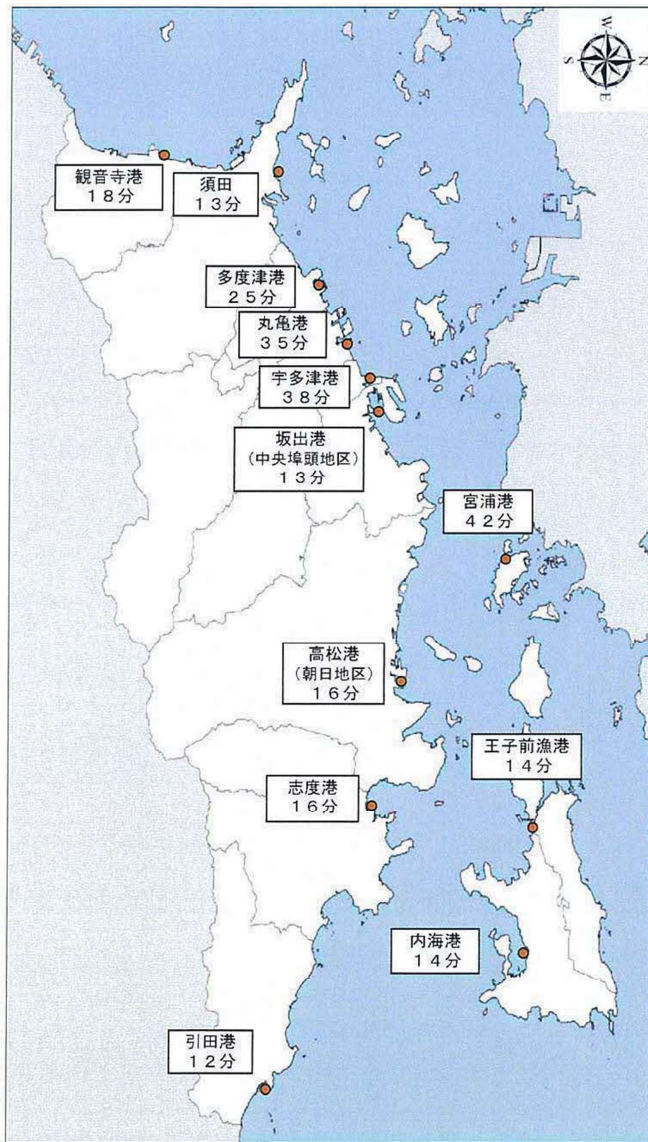
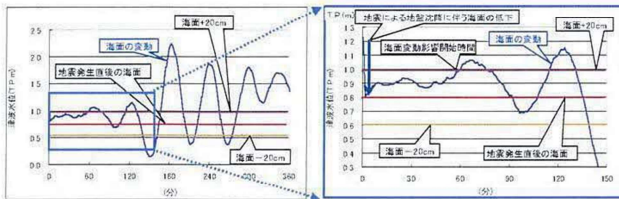
海面変動影響開始時間予測図（主要地点）

（南海トラフの最大クラスの津波）

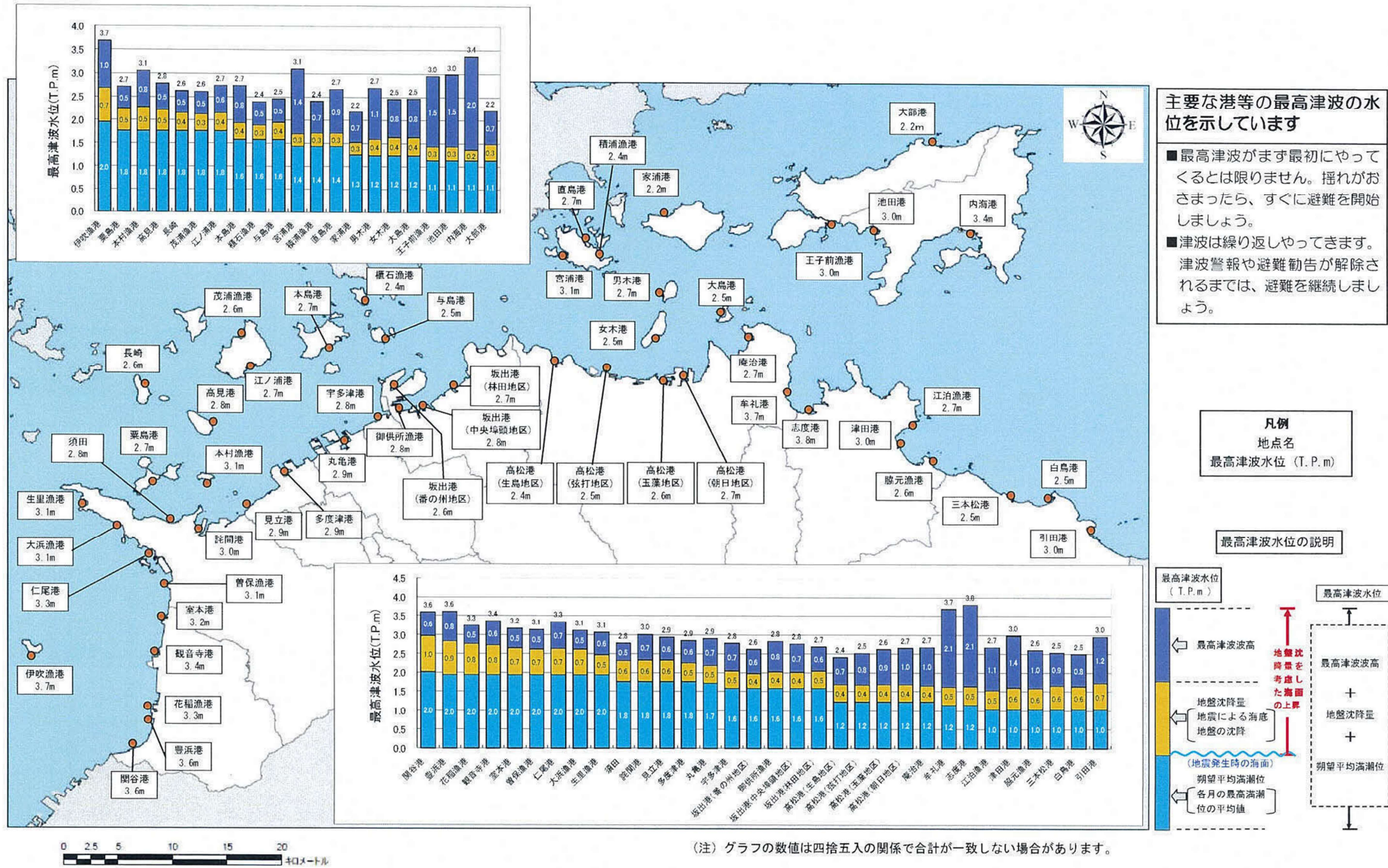
海面変動や津波によって海辺にいる人の人命に影響が出る恐れのある水位の変化が生じるまでの時間を示しています

- 地震発生直後の海面に±20cmの変動が生じるまでの時間です。
- 主に外洋からの津波が到達する前に、海面の変動が生じる時間を表示しています。
- 実際は、この時間どおりになるとは限りません。揺れがおさまったら、すぐに避難を開始しましょう。
- 海面の変動が±20cmより小さくても、海水の流速が早く、危険な場合もあります。注意しましょう。

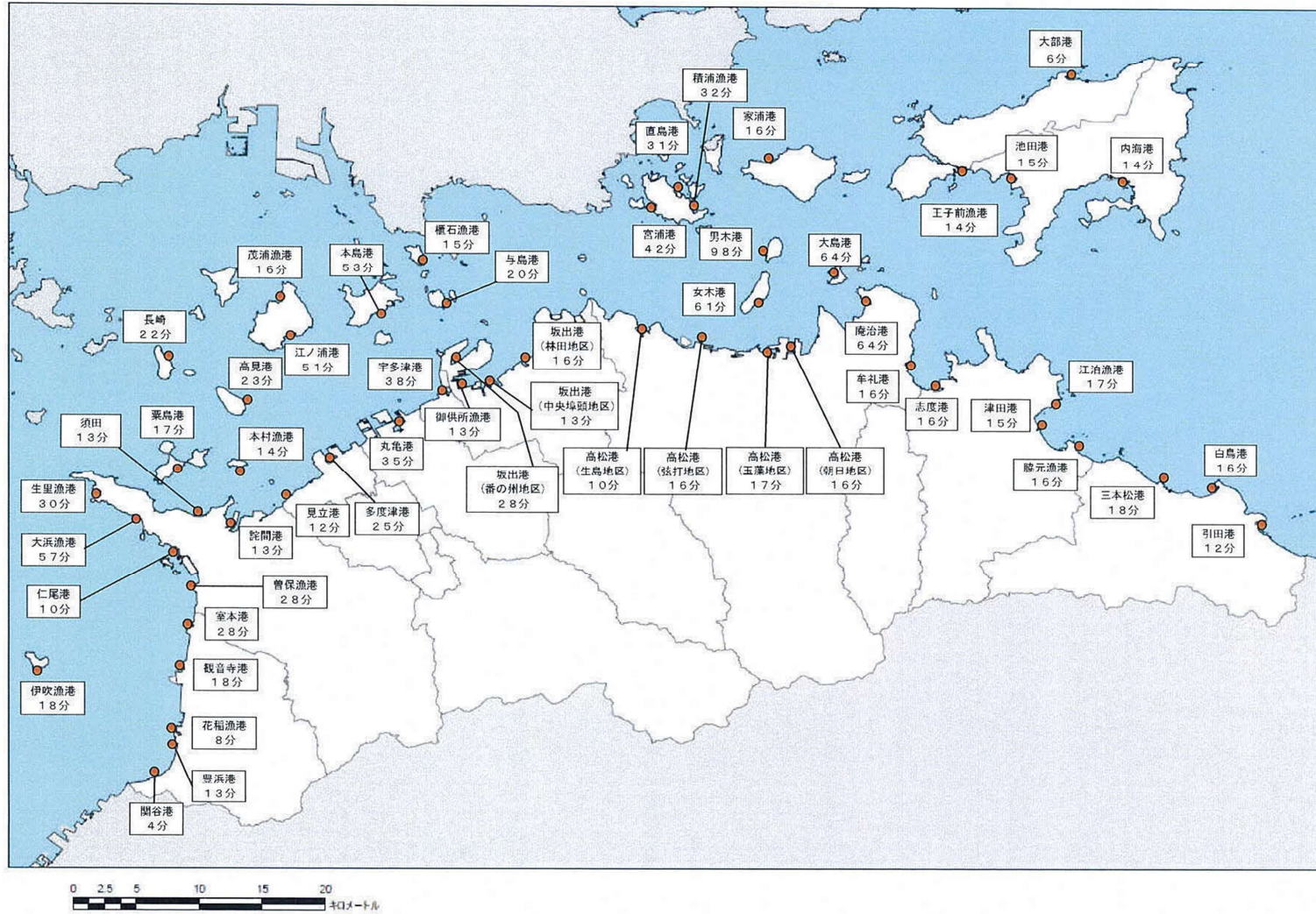
海面変動影響開始時間の説明



最高津波水位予測図（南海トラフの最大クラスの津波）

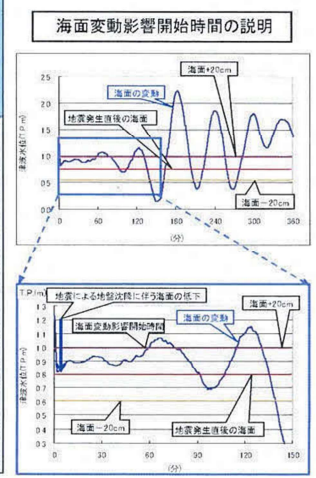


海面変動影響開始時間予測図（南海トラフの最大クラスの津波）



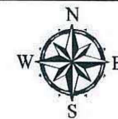
海面変動や津波によって海辺にいる人の人命に影響が出る恐れのある水位の変化が生じるまでの時間を示しています

- 地震発生直後の海面に±20cmの変動が生じるまでの時間です。
- 主に、外洋からの津波が到達する前に、海面の変動が生じる時間を表しています。
- 実際は、この時間どおりになるとは限りません。揺れがおさまったら、すぐに避難を開始しましょう。
- 海面の変動が±20cmより小さくても、海水の流速が早く、危険な場合もあります。注意しましょう。



香川県津波浸水想定 地域海岸:中讃〈丸亀市・宇多津町①〉

図面番号 8 / 40



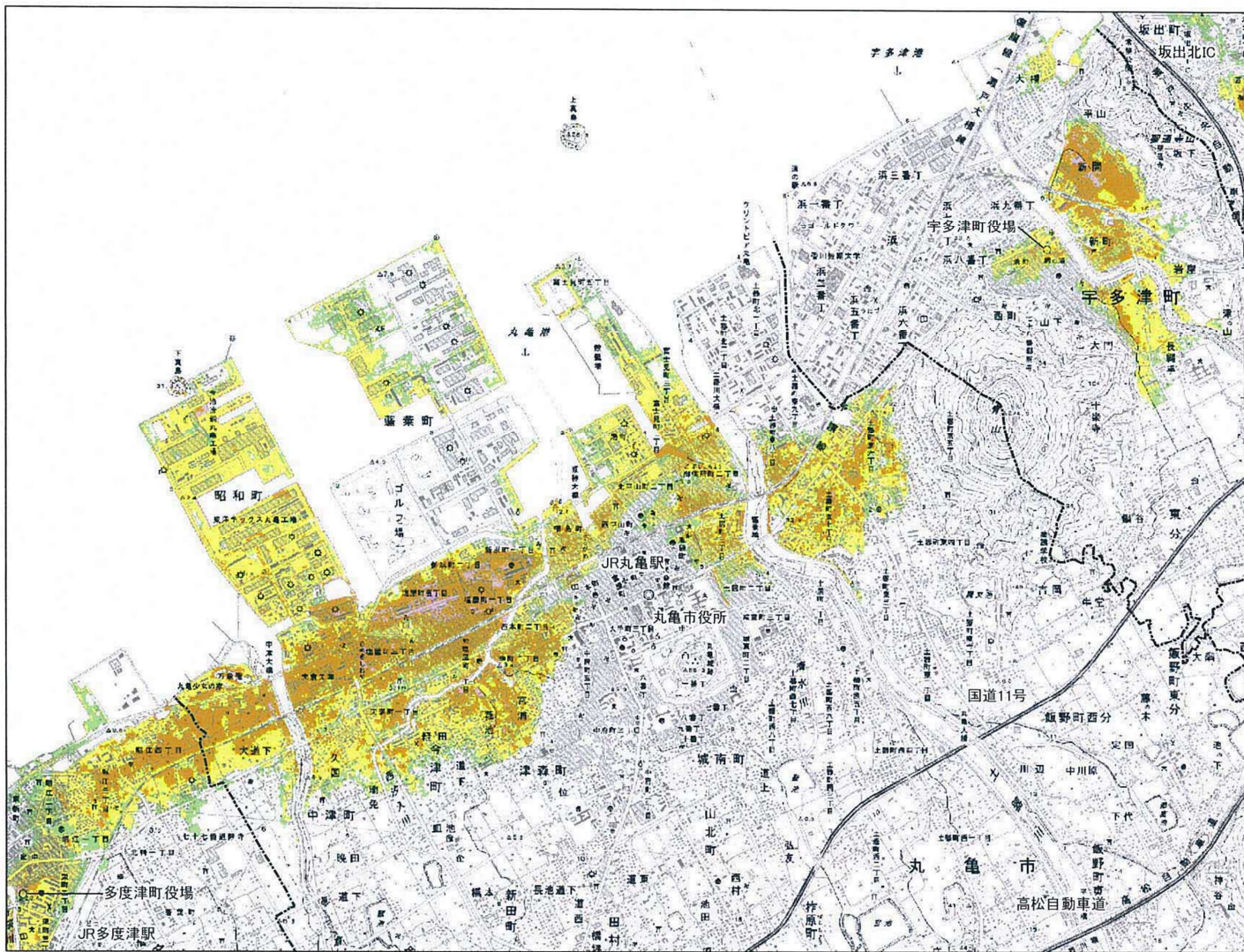
浸水深(m)

| |
|------------|
| 4.0 ~ 5.0 |
| 3.0 ~ 4.0 |
| 2.0 ~ 3.0 |
| 1.0 ~ 2.0 |
| 0.3 ~ 1.0 |
| 0.01 ~ 0.3 |



【留意事項】

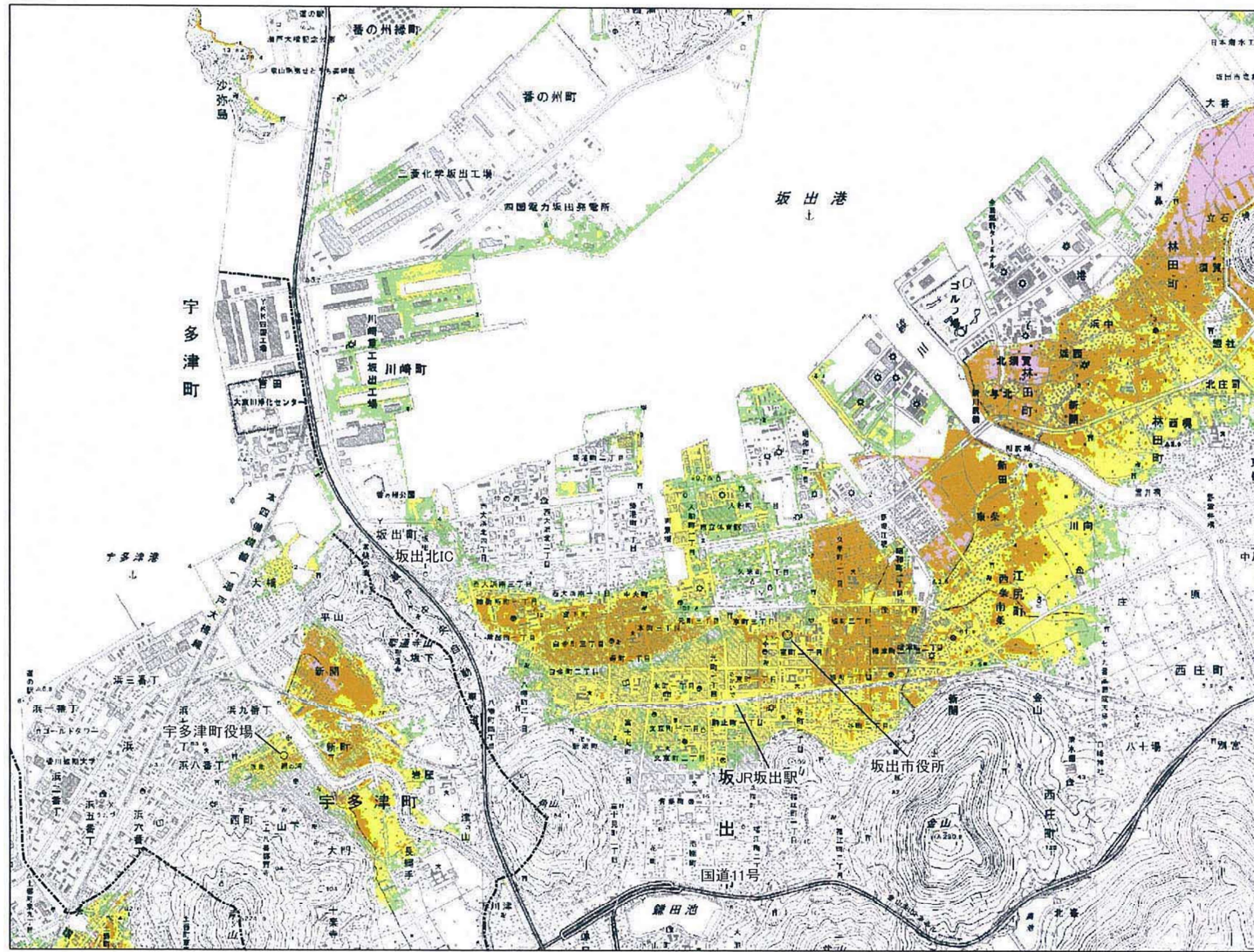
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意下さい。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を明示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性がります。



0 0.5 1 1.5 2 km 1:25,000 「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平成24情復、第930号)」 (C)Esri Japan

香川県津波浸水想定 地域海岸:中讃 <宇多津町②・坂出市①>

図面番号 9 / 40



浸水深(m)

| |
|------------|
| 4.0 ~ 5.0 |
| 3.0 ~ 4.0 |
| 2.0 ~ 3.0 |
| 1.0 ~ 2.0 |
| 0.3 ~ 1.0 |
| 0.01 ~ 0.3 |



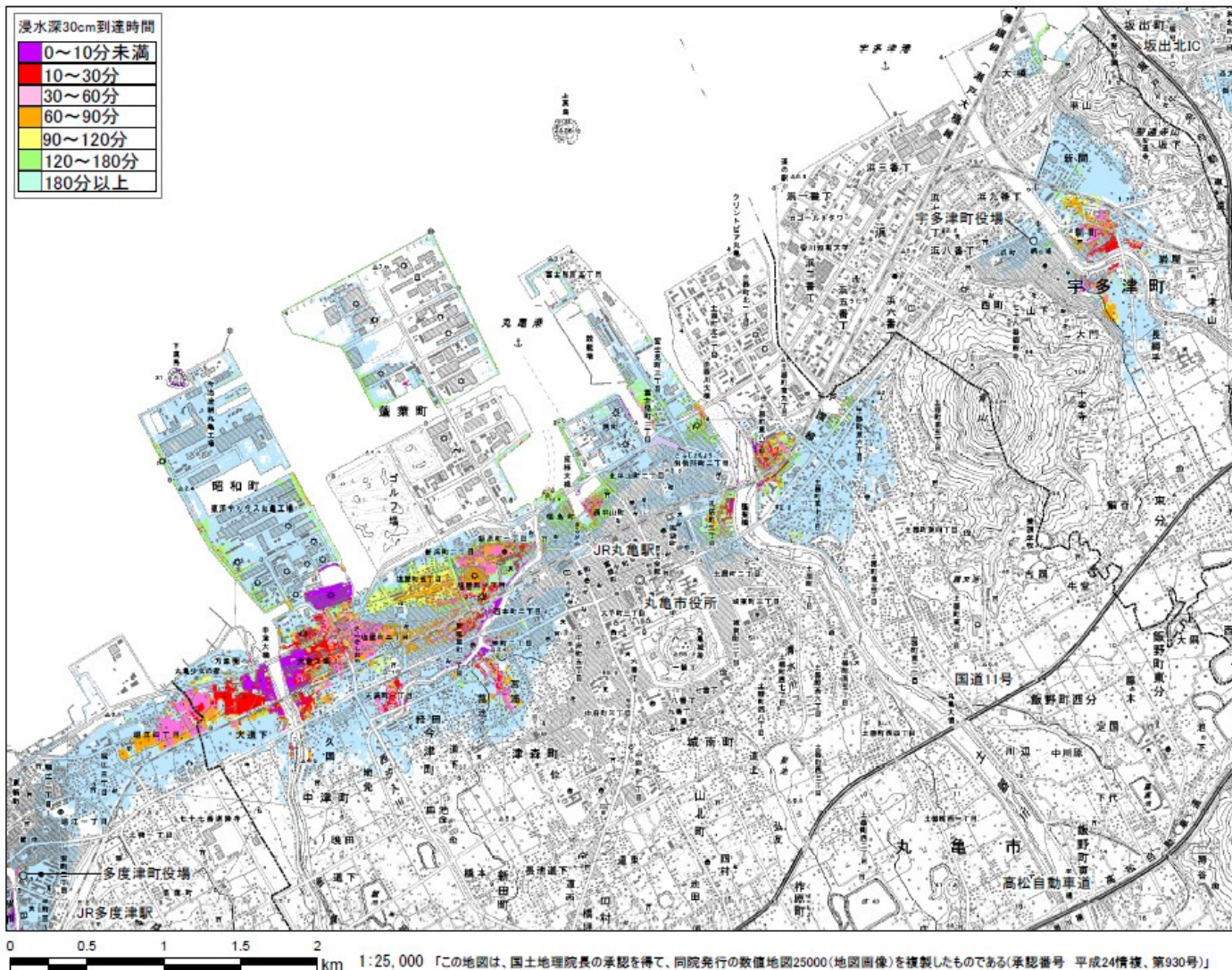
- 【留意事項】
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
 - 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことに注意下さい。
 - 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
 - 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正の可能性があります。



0 0.5 1 1.5 2 km 1:25,000 「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平成24情復、第930号)」 (C)Esri Japan

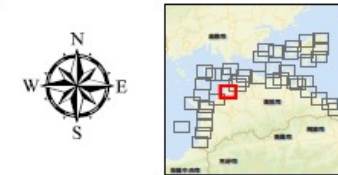
浸水深30cm到達時間予測図（最大クラス）〈丸亀市・宇多津町①〉

図面番号 8 /40



浸水深30cm到達時間

| |
|----------|
| 0～10分未満 |
| 10～30分 |
| 30～60分 |
| 60～90分 |
| 90～120分 |
| 120～180分 |
| 180分以上 |



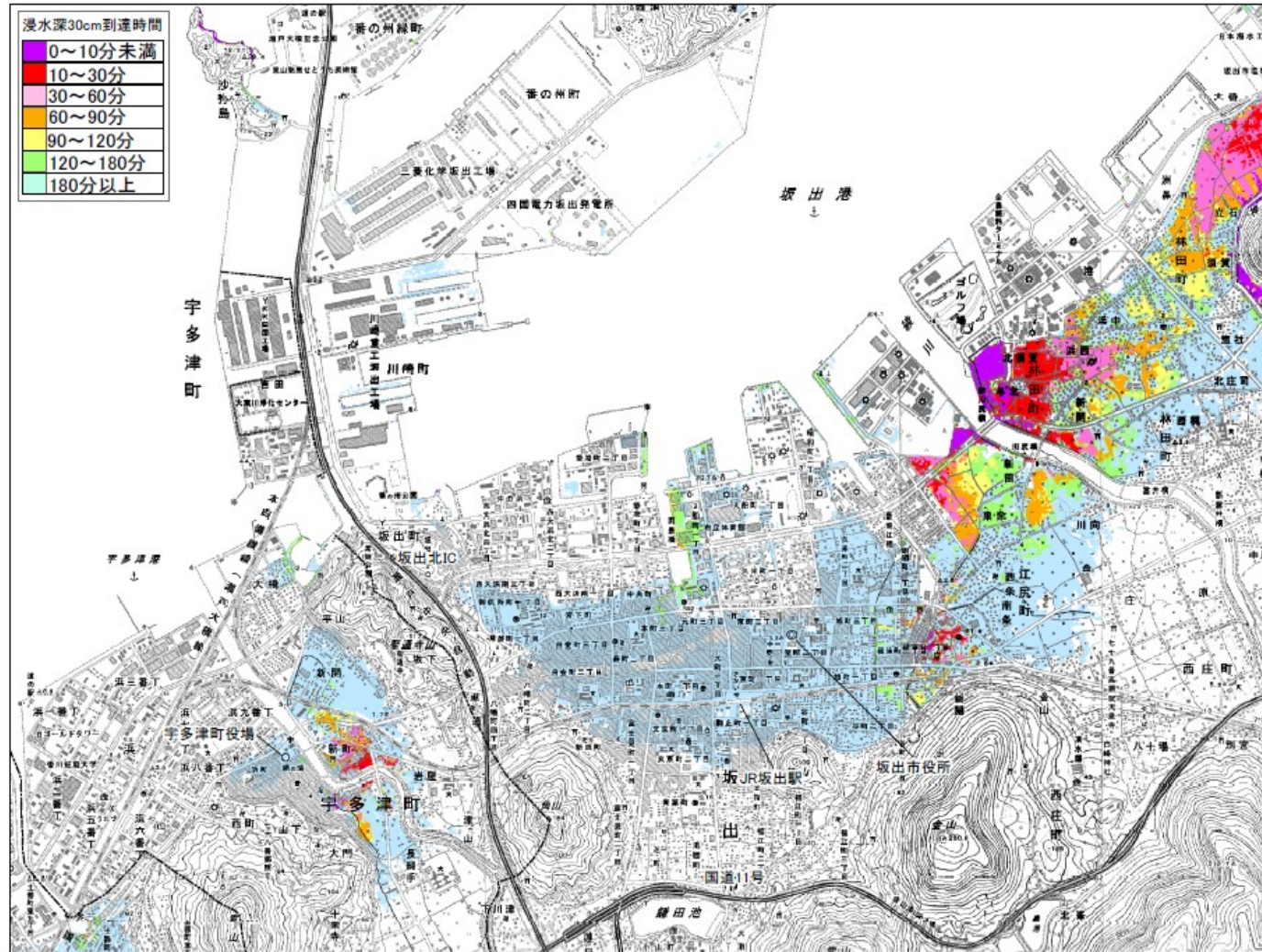
避難できなくなる恐れのある浸水の深さ（30cm）の到達時間を示しています

- この予測図は地震動により、全ての堤防や防波堤が壊れるという前提条件のもとに推計したものです。
- 実際は、この時間とおりに浸水するとは限りません。
- 地震に伴う地盤沈降や液状化の影響により、地盤高が低下し、津波がくる前に浸水が生じる地域もあります。
- 揺れがおさまったら、すぐに避難を開始しましょう。



浸水深30cm到達時間予測図（最大クラス）〈宇多津町②・坂出市①〉

図面番号 9 / 40



0 0.5 1 1.5 2 km 1:25,000 「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平成24情復、第930号)」



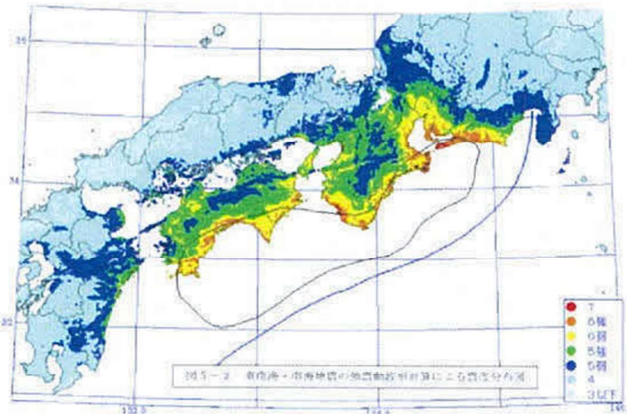
避難できなくなる恐れのある浸水の深さ(30cm)の到達時間を示しています

- この予測図は地震動により、全ての堤防や防波堤が壊れるという前提条件のもとに推計したものです。
- 実際は、この時間とおりに浸水するとは限りません。
- 地震に伴う地盤沈降や液状化の影響により、地盤高が低下し、津波がくる前に浸水が生じる地域もあります。
- 揺れがおさまったら、すぐに避難を開始しましょう。

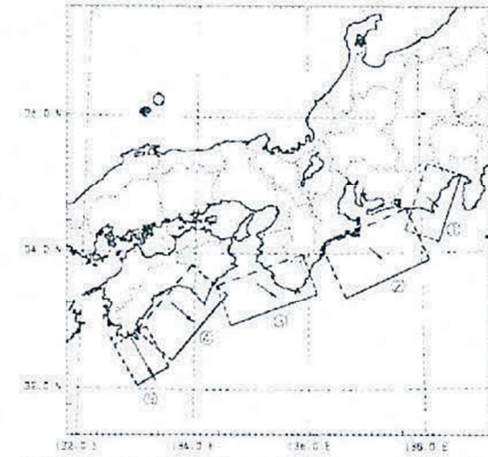


イ 発生頻度の高い地震・津波断層モデル

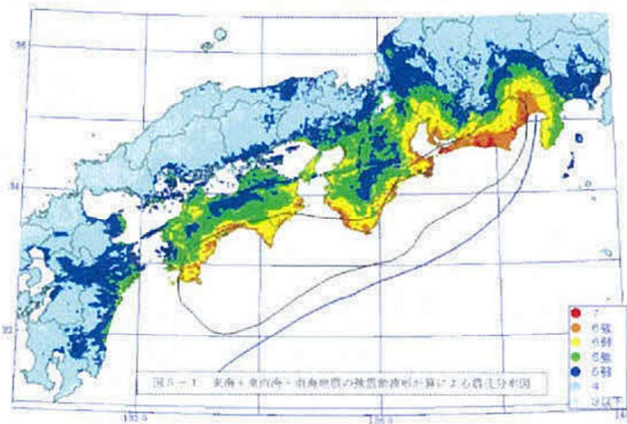
地震の強震断層モデルは、「南海トラフにおける発生頻度の高い津波の基本的な考え方」（平成24年8月29日内閣府公表資料）を踏まえ、下記の4地震のモデルを採用している。また、震度分布図は、この4つのモデルにおける震度の最大値の分布図としている。



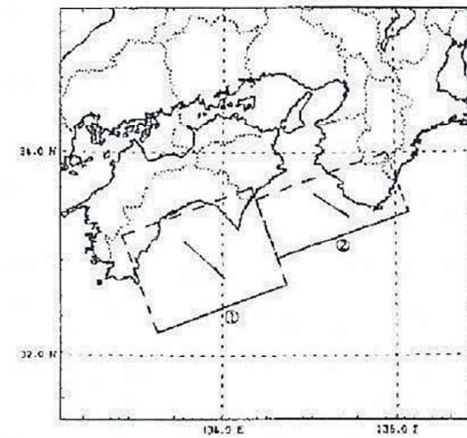
① 東南海・南海地震・2連動モデル(M8.6)



③ 宝永地震モデル: 1707(M8.6)



② 東海・東南海・南海地震・3連動モデル(M8.7)



④ 安政南海地震モデル: 1854(M8.4)

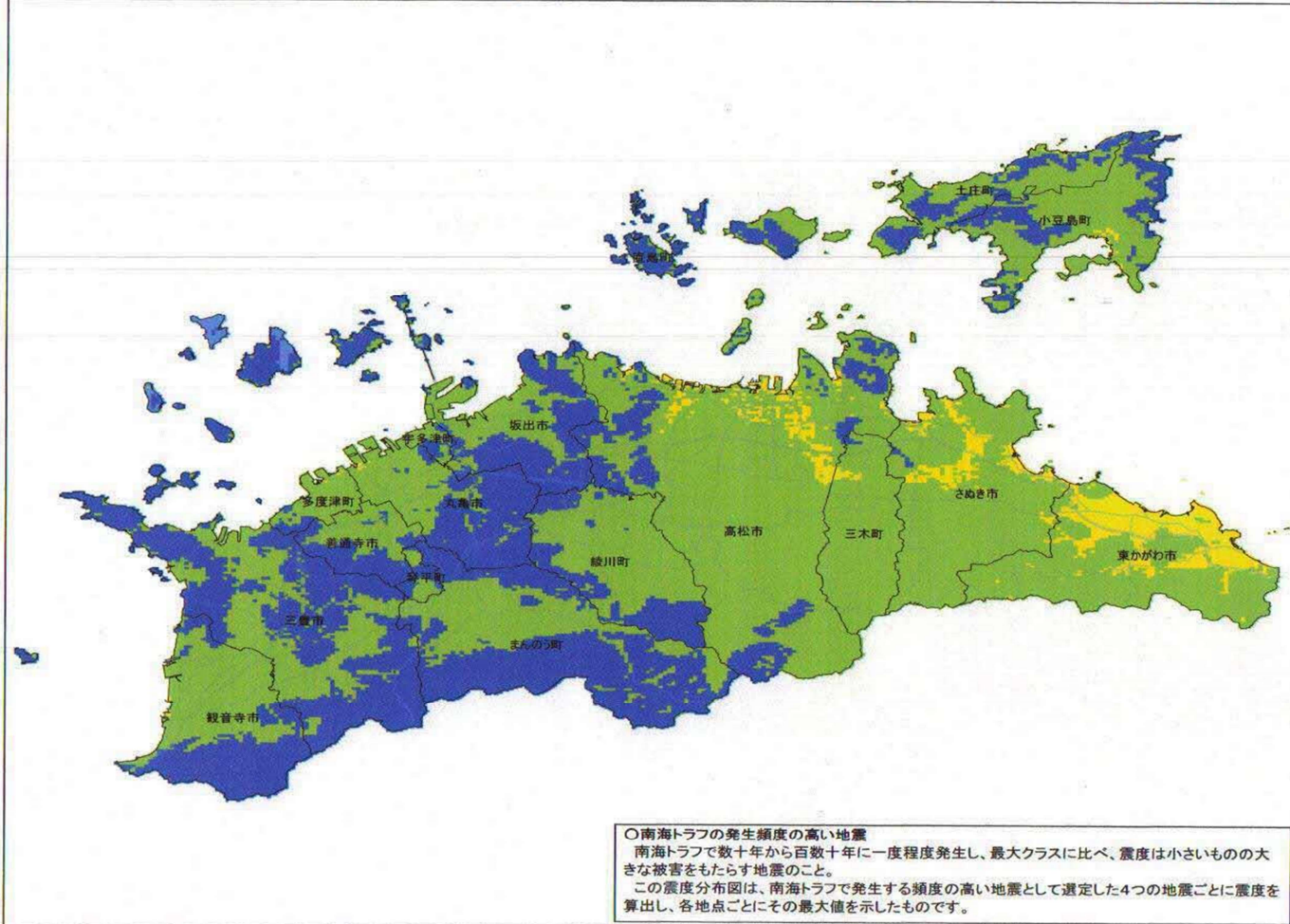
香川県震度分布図(南海トラフの発生頻度の高い地震)



| | |
|------|-------|
| 震度7 | 震度5弱 |
| 震度6強 | 震度4 |
| 震度6弱 | 震度3以下 |
| 震度5強 | |

南海トラフで発生頻度の高い地震が発生した場合の揺れの強さを示しています

- お住まい等の地域がどのくらい揺れるのか確認し、建物の耐震化や家具等の転倒防止対策を行いましょう。
- 地震が発生したら、まずは揺れから身を守りましょう。
- 揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましょう。



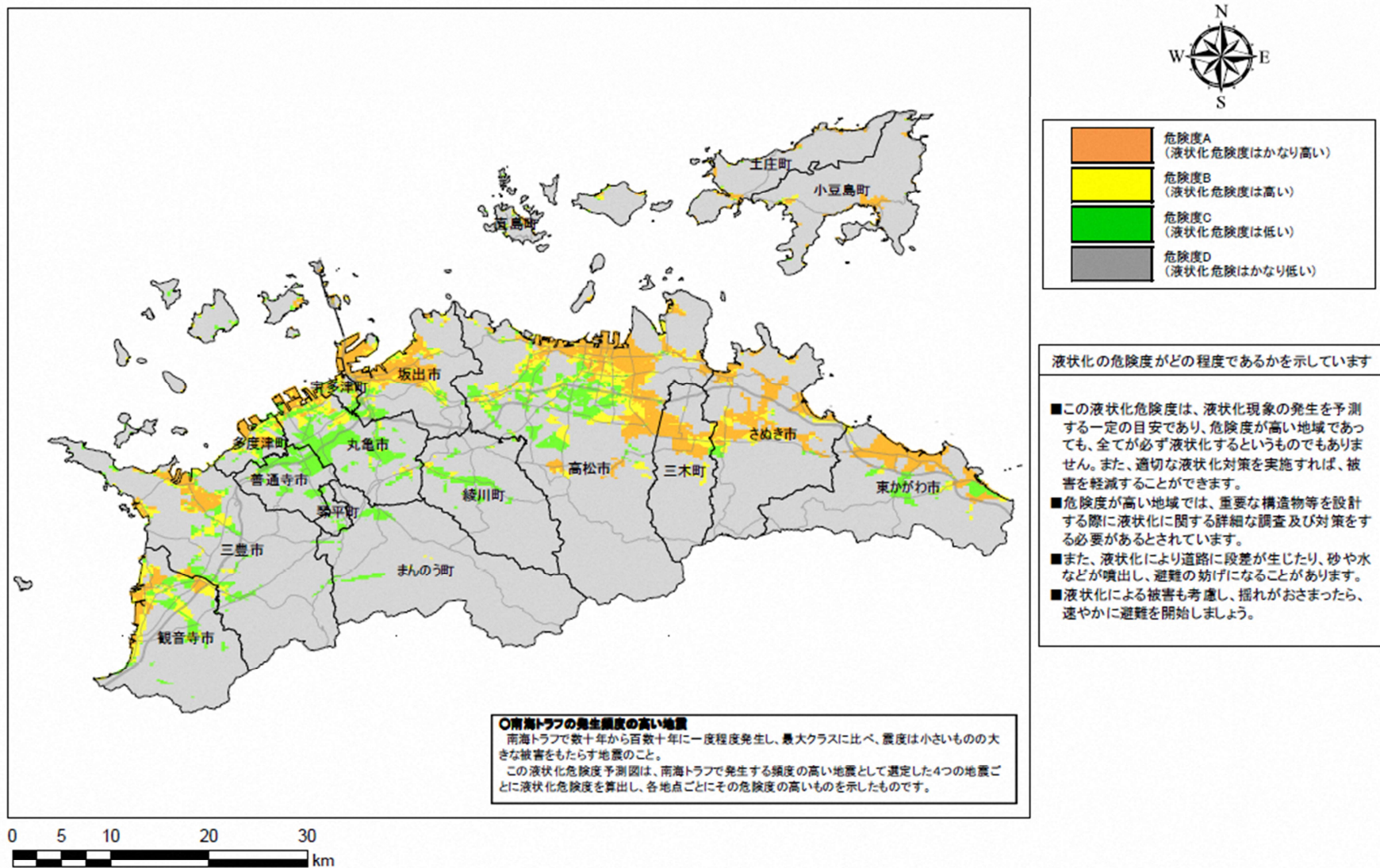
○南海トラフの発生頻度の高い地震
 南海トラフで数十年から百数十年に一度程度発生し、最大クラスに比べ、震度は小さいものの大きな被害をもたらす地震のこと。
 この震度分布図は、南海トラフで発生する頻度の高い地震として選定した4つの地震ごとに震度を算出し、各地点ごとにその最大値を示したものです。

| 震度階級 | 震度と揺れ等の状況(概要) |
|------|---|
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> 耐震性の低い木造建物は、傾くもの、倒れるものがさらに多くなる 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多い |
| 6強 | <ul style="list-style-type: none"> はわないと動くことができない、飛ばされることもある 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多い |
| 6弱 | <ul style="list-style-type: none"> 立っていることが困難になる 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある |
| 5強 | <ul style="list-style-type: none"> 物につかまらないうち歩くことが難しい 棚にある食器類や本が落ちることが多くなる 固定していない家具が倒れることがある 補強されていないブロック塀が倒れることがある |
| 5弱 | <ul style="list-style-type: none"> 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる 棚にある食器類や本が落ちることがある 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ほとんどの人が驚く 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる 座りの悪い物置が、倒れることがある |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> 大半の人が、恐怖を覚えたり、物につかまりたいと感じる 棚にある食器類や本が落ちることがある 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある |



※ 地震は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることからこの図以上の揺れになることもあります。

香川県液状化危険度予測図(南海トラフの発生頻度の高い地震)



発生頻度の高い津波浸水予測図

<丸亀市・宇多津町①>

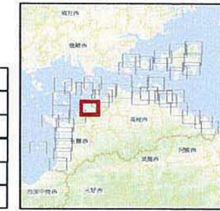


図面番号 8 / 40



浸水深(m)

| |
|------------|
| 4.0 ~ 5.0 |
| 3.0 ~ 4.0 |
| 2.0 ~ 3.0 |
| 1.0 ~ 2.0 |
| 0.3 ~ 1.0 |
| 0.01 ~ 0.3 |



【南海トラフの発生頻度の高い津波】

最大クラスに比べ、規模は小さいものの、一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で発生する津波を推計したもので、南海トラフで次に発生する津波を示したものではありません。

発生頻度の高い津波によって浸水すると想定される区域を、浸水深（浸水する深さ）ごとに示しています

- 地震発生時は、どのような規模の地震なのか分かりません。南海トラフの「最大クラスの津波」の浸水予測をご覧のうえ、避難対策を行いましょう。
- 実際は、この浸水区域どおりになるとは限りません。油断せず、揺れがおさまったら、すぐに避難を開始しましょう。
- 避難先や避難経路をあらかじめ決めておきましょう。

浸水区域の説明



浸水深の目安



※津波は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることなどから、この図以上の津波が来ることもあります。
 ※本シミュレーションは地震による地盤沈降を考慮し(液状化沈下は考慮しない)、津波が堤防等を乗り越えると破壊するものと仮定しています。
 「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平成24情覆、第930号)」

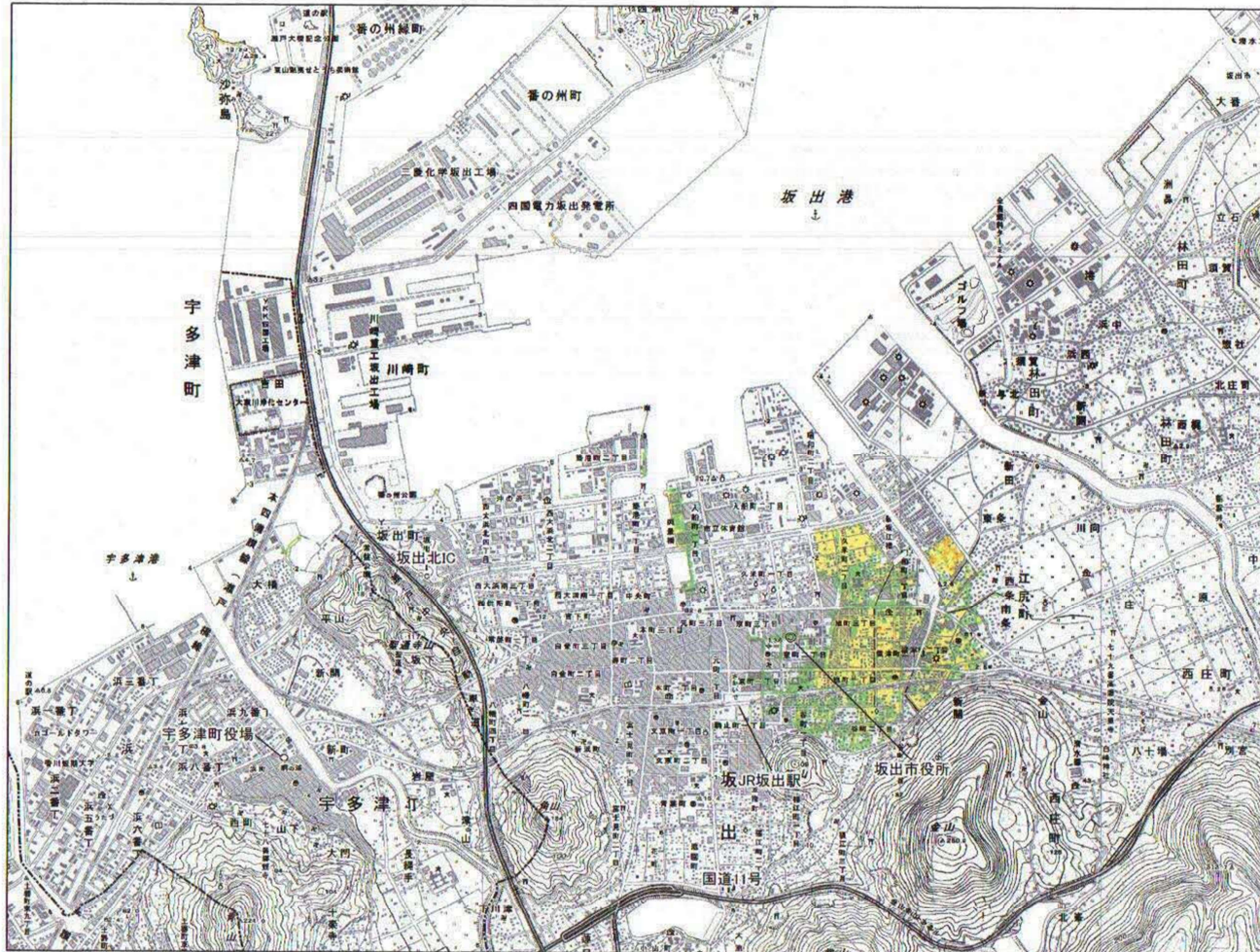


発生頻度の高い津波浸水予測図

<宇多津町②・坂出市①>



図面番号 9 / 40



※津波は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることから、この図以上の津波が来ることもあります。
 ※本シミュレーションは地震による地盤沈降を考慮し(液状化沈下は考慮しない)、津波が堤防等を乗り越えると破壊するものと仮定しています。
 「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平成24情標、第930号)」

浸水深(m)

| |
|------------|
| 4.0 ~ 5.0 |
| 3.0 ~ 4.0 |
| 2.0 ~ 3.0 |
| 1.0 ~ 2.0 |
| 0.3 ~ 1.0 |
| 0.01 ~ 0.3 |



【南海トラフの発生頻度の高い津波】

最大クラスに比べ、規模は小さいものの、一定の頻度(数十年から百数十年に一度程度)で発生する津波を推計したもので、南海トラフで次に発生する津波を示したものではありません。

発生頻度の高い津波によって浸水すると想定される区域を、浸水深(浸水する深さ)ごとに示しています

- 地震発生時は、どのような規模の地震なのか分かりません。南海トラフの「最大クラスの津波」の浸水予測をご覧ください、避難対策を行いましょ。
- 実際は、この浸水区域どおりになるとは限りません。油断せず、揺れがおさまったら、すぐに避難を開始しましょう。
- 避難先や避難経路をあらかじめ決めておきましょう。

浸水区域の説明



浸水深の目安



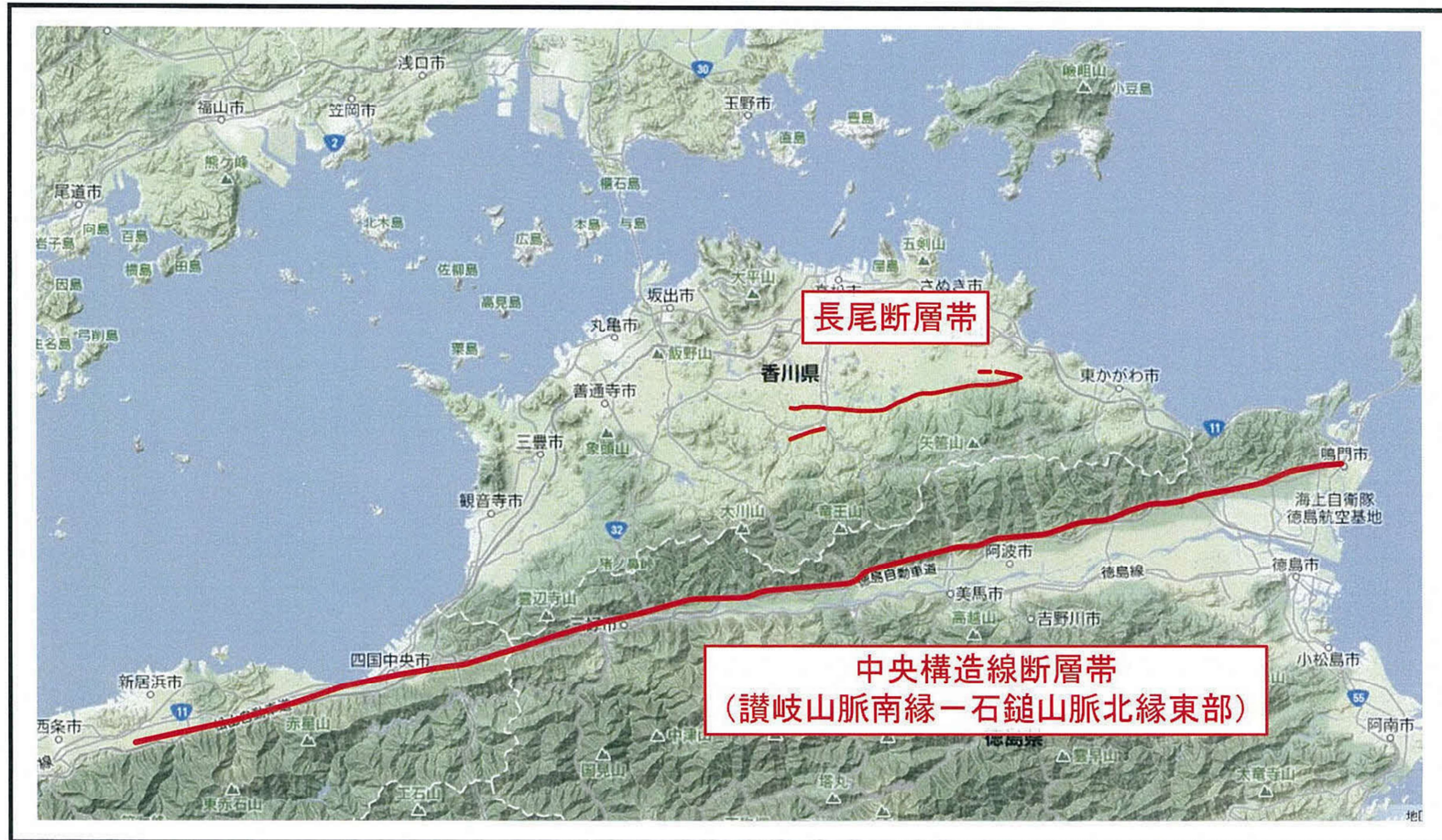
ウ 中央構造線（断層モデル）

中央構造線断層帯は、関東から中部・近畿地方、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、九州まで達する長大な断層帯であり、このうち、被害想定の対象とする断層は、讃岐山脈南縁から石鎚山脈北縁東部に位置する断層（長さ約 130km）である。発生頻度は、1 千年～1 千 6 百年に一度となっている。

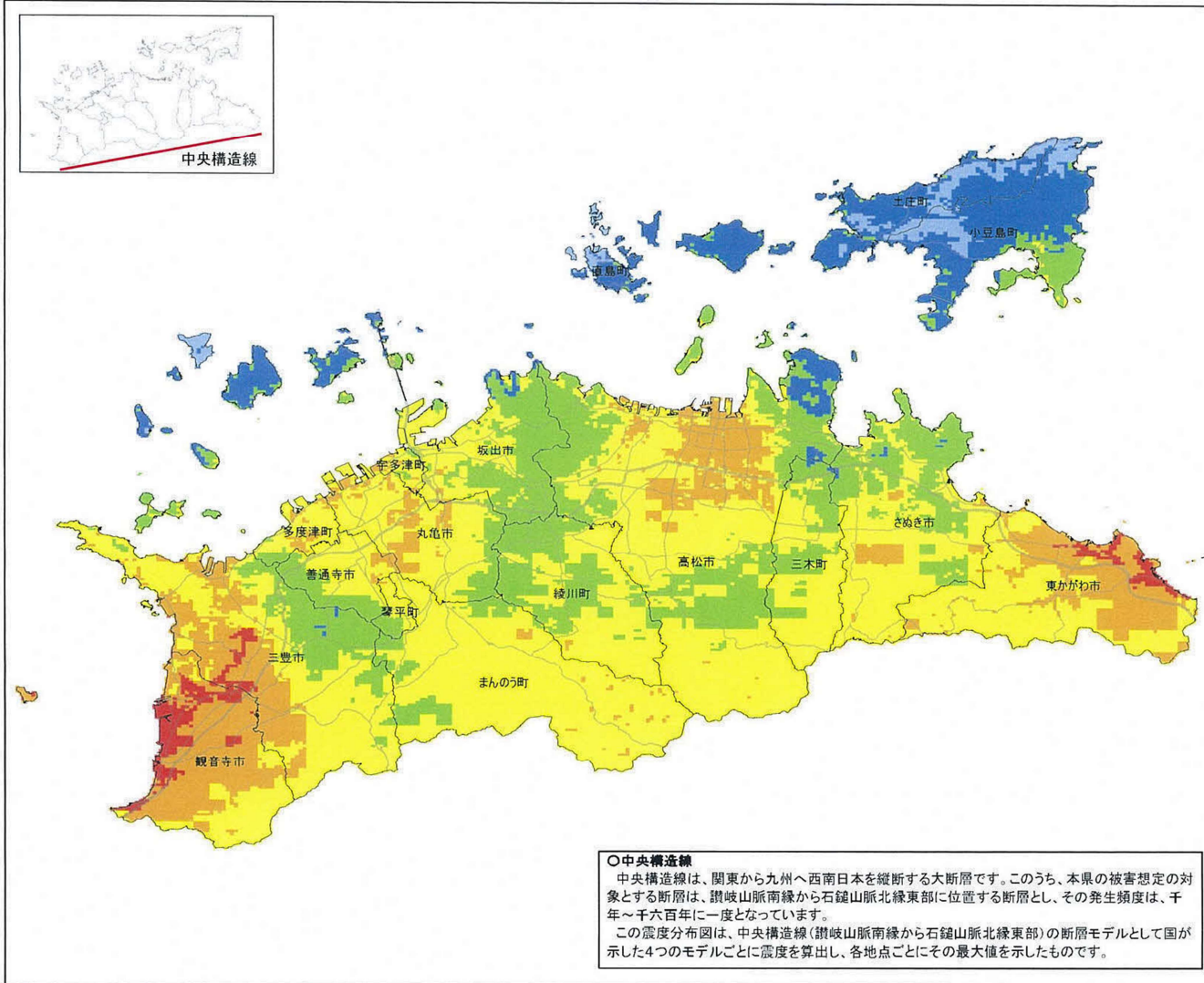
震度分布図は、文部科学省地震調査研究推進本部が設定した断層 4 ケースにおける震度の最大値の分布図としている。

（参考）直下型地震の被害想定の対象地震

直下型地震については、文部科学省地震調査研究推進本部において長期評価の対象となっている活断層（「中央構造線断層帯」及び「長尾断層帯」）について被害想定を行っている。



香川県震度分布図(中央構造線)

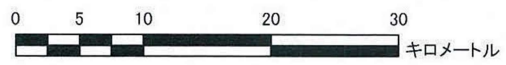


| | |
|------|-------|
| 震度7 | 震度5弱 |
| 震度6強 | 震度4 |
| 震度6弱 | 震度3以下 |
| 震度5強 | |

中央構造線で地震が発生した場合の揺れの強さを示しています

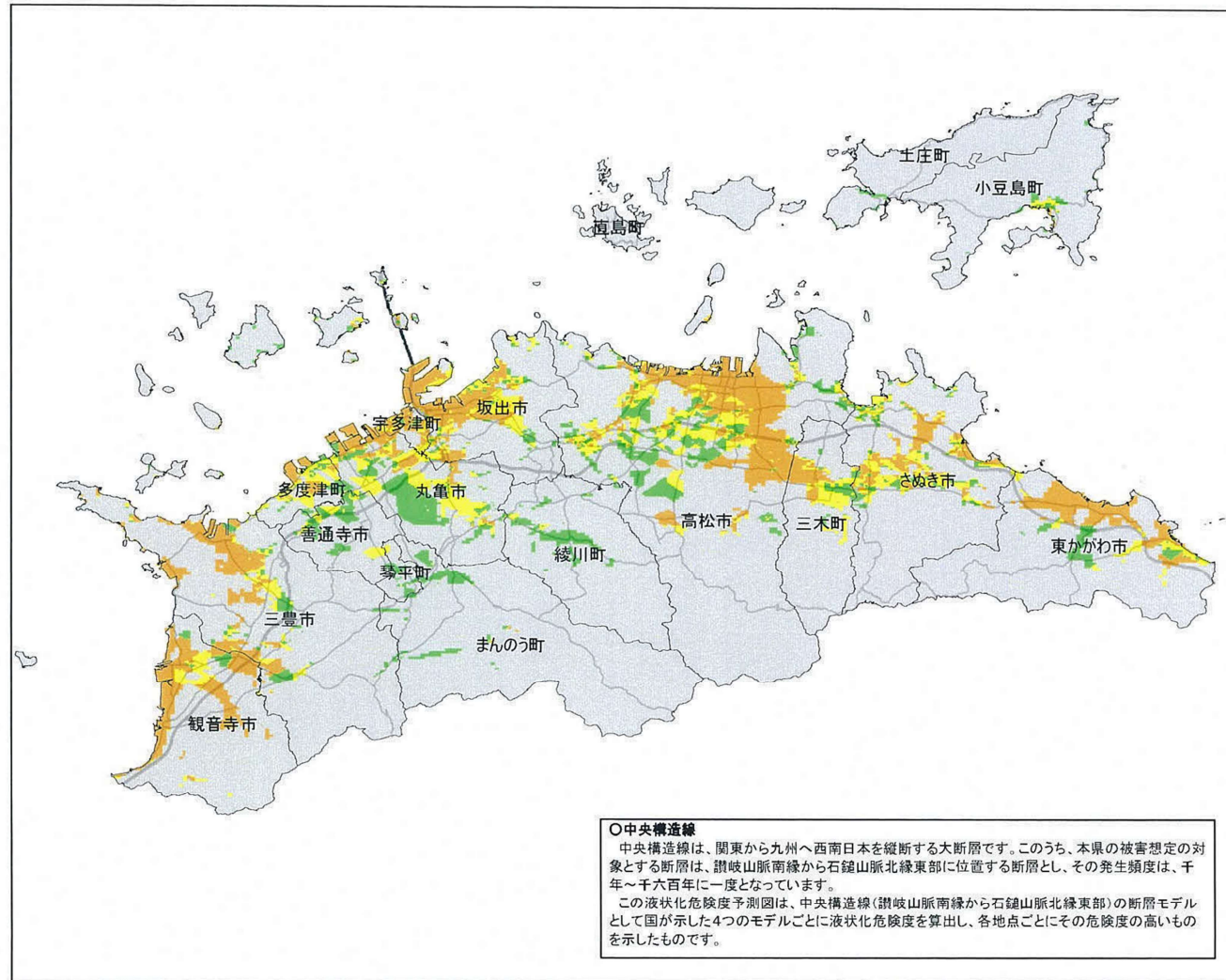
- お住まい等の地域がどのくらい揺れるのか確認し、建物の耐震化や家具等の転倒防止対策を行いましょう。
- 地震が発生したら、まずは揺れから身を守りましょう。
- 揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましょう。

| 震度階級 | 震度と揺れ等の状況(概要) |
|------|---|
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> 耐震性の低い木造建物は、傾くもの、倒れるものがさらに多くなる 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる |
| 6強 | <ul style="list-style-type: none"> はわがいと動くことができない、飛ばされることもある 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる |
| 6弱 | <ul style="list-style-type: none"> 立っていることが困難になる 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある 耐震性の低い木造建物は、互が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある |
| 5強 | <ul style="list-style-type: none"> 物につかまらなると歩くことが難しい 傾にある食器類や本で落ちるものが多くなる 固定していない家具が倒れることがある 補強されていないブロック塀が崩れることがある |
| 5弱 | <ul style="list-style-type: none"> 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる 傾にある食器類や本が落ちることがある 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ほとんどの人が驚く 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる 座りの悪い物置が、倒れることがある |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> 大半の人が、恐怖を覚えたり、物につかまりたいと感じる 傾にある食器類や本が落ちることがある 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある |



※ 地震は自然現象であり、不確実性を伴い、また、現在の科学では限界があることからこの図以上の揺れになることもあります。

香川県液状化危険度予測図(中央構造線)



| | |
|--|------------------------|
| | 危険度A (液状化危険度はかなり高い) |
| | 危険度B (液状化危険度は高い) |
| | 危険度C (液状化危険度は低い) |
| | 危険度D (液状化危険度はかなり低い) |

液状化の危険度がどの程度であるかを示しています

- この液状化危険度は、液状化現象の発生を予測する一定の目安であり、危険度が高い地域であっても、全てが必ず液状化するというものでもありません。また、適切な液状化対策を実施すれば、被害を軽減することができます。
- 危険度が高い地域では、重要な構造物等を設計する際に液状化に関する詳細な調査及び対策をする必要があるとされています。
- また、液状化により道路に段差が生じたり、砂や水などが噴出し、避難の妨げになることがあります。
- 液状化による被害も考慮し、揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましょう。

○中央構造線
 中央構造線は、関東から九州へ西南日本を縦断する大断層です。このうち、本県の被害想定の対象とする断層は、讃岐山脈南縁から石鎚山脈北縁東部に位置する断層とし、その発生頻度は、千年～千六百年に一度となっています。
 この液状化危険度予測図は、中央構造線(讃岐山脈南縁から石鎚山脈北縁東部)の断層モデルとして国が示した4つのモデルごとに液状化危険度を算出し、各地点ごとにその危険度の高いものを示したものです。

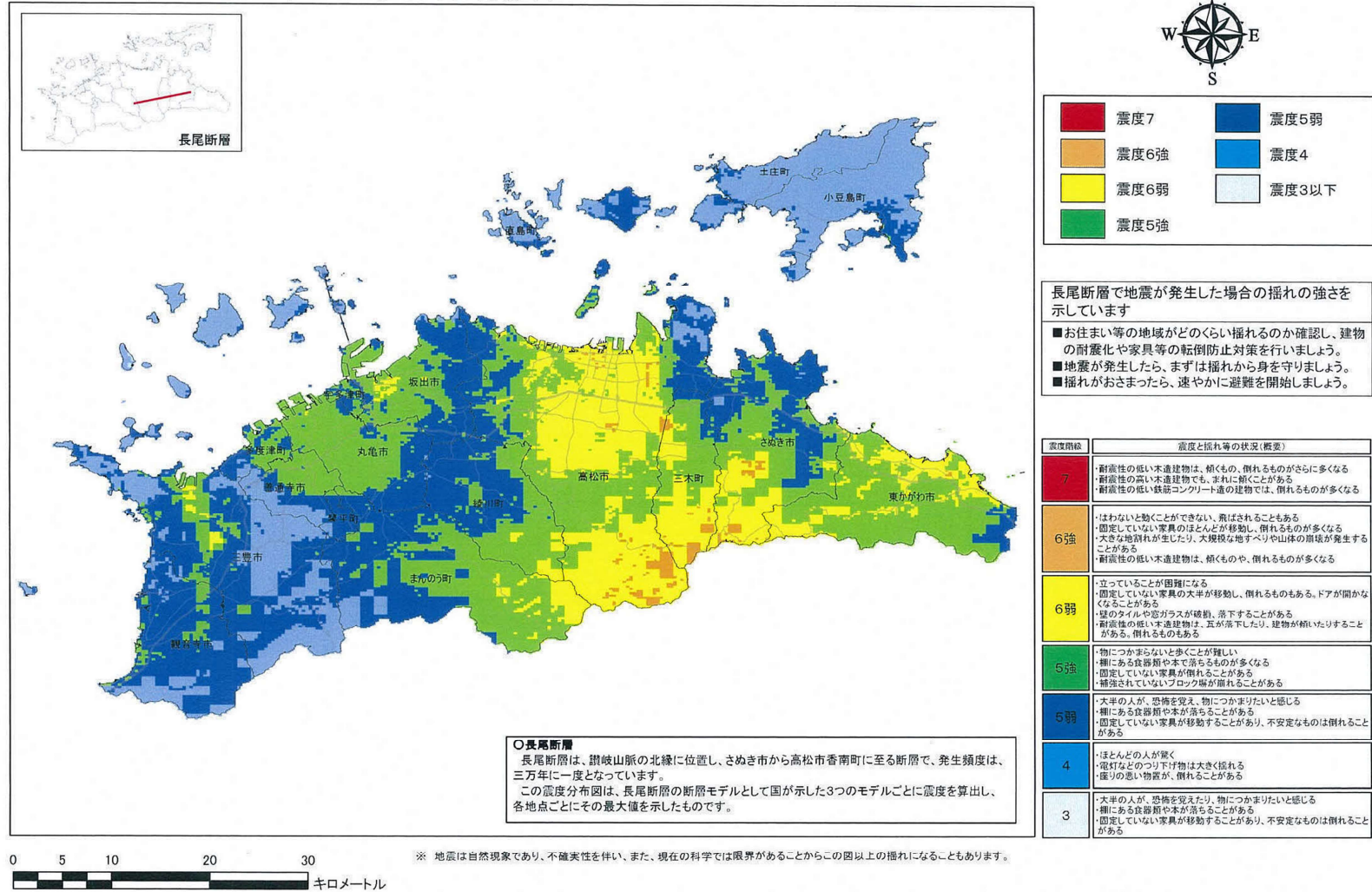


エ 長尾断層（断層モデル）

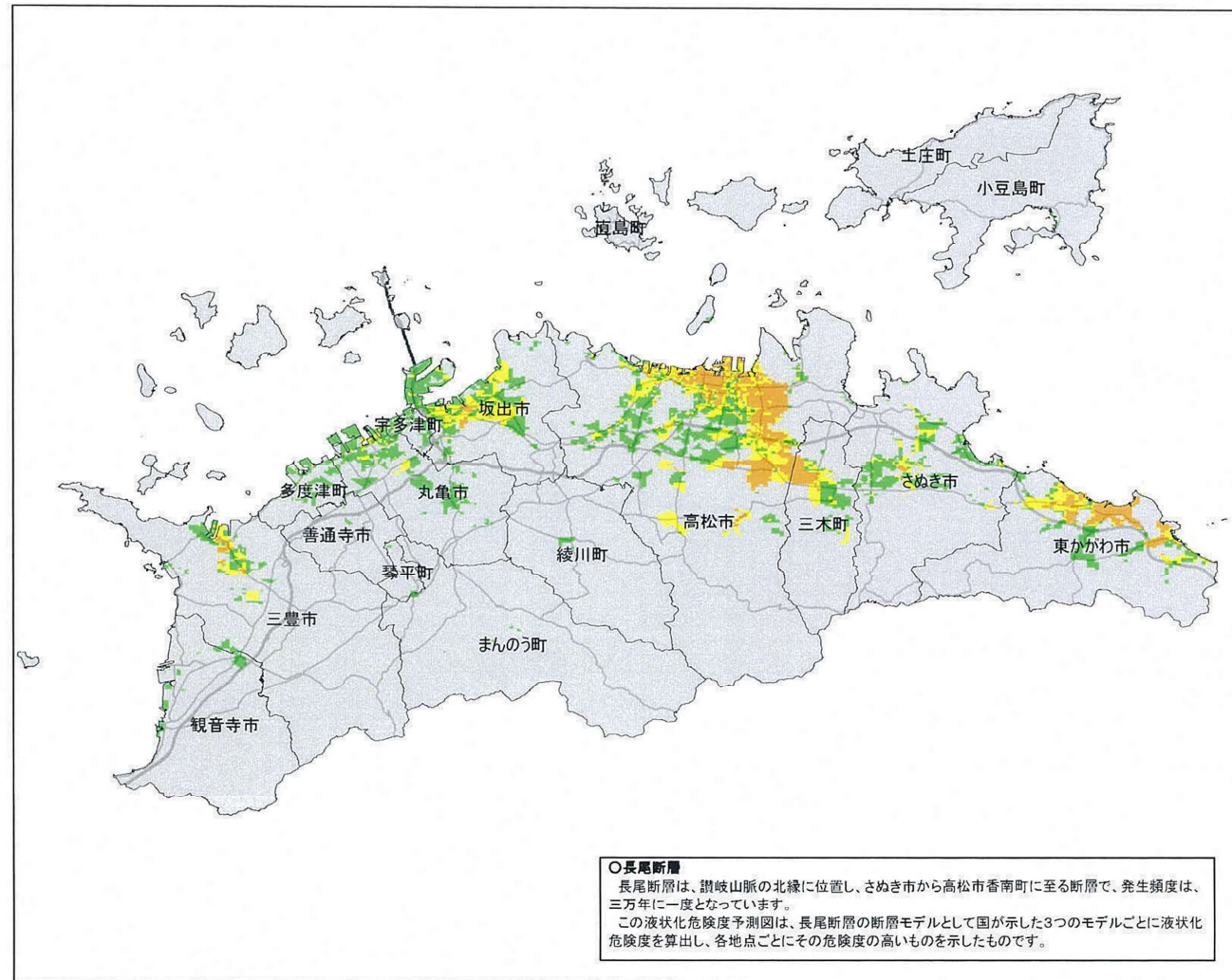
長尾断層帯は、讃岐山脈の北縁に分布する活断層帯で、さぬき市から高松市南部を経て高松市香南町に至り、長さは約 24 km、概ね東西方向に延びており、断層の南側が北側に対して相対的に隆起する逆断層であり、発生頻度は、3 万年に一度となっている。

震度分布図は、文部科学省地震調査研究推進本部が設定した断層 3 ケースにおける震度の最大値の分布図としている。

香川県震度分布図(長尾断層)



香川県液状化危険度予測図(長尾断層)



| | |
|--|------------------------|
| | 危険度A (液状化危険度はかなり高い) |
| | 危険度B (液状化危険度は高い) |
| | 危険度C (液状化危険度は低い) |
| | 危険度D (液状化危険度はかなり低い) |

液状化の危険度がどの程度であることを示しています

- この液状化危険度は、液状化現象の発生を予測する一定の目安であり、危険度が高い地域であっても、全てが必ず液状化するというものではありません。また、適切な液状化対策を実施すれば、被害を軽減することができます。
- 危険度が高い地域では、重要な構造物等を設計する際に液状化に関する詳細な調査及び対策をする必要があるとされています。
- また、液状化により道路に段差が生じたり、砂や水などが噴出し、避難の妨げになることがあります。
- 液状化による被害も考慮し、揺れがおさまったら、速やかに避難を開始しましょう。

○長尾断層
 長尾断層は、讃岐山脈の北縁に位置し、さぬき市から高松市香南町に至る断層で、発生頻度は、三万年に一度となっています。
 この液状化危険度予測図は、長尾断層の断層モデルとして国が示した3つのモデルごとに液状化危険度を算出し、各地点ごとにその危険度の高いものを示したものです。



(3) 本町の被害想定

本町における被害想定の結果は、以下のとおりとなっている。

| | | 南海トラフ (最大クラス)の地震・津波による被害 | 中央構造線の地震による被害 | 長尾断層の地震による被害 | |
|--------------------------------|---------------------------|-----------------------------|---------------|--------------|-----|
| 建物被害 (全壊) (冬18時) | 揺れ(棟数) | 180 | 70 | * | |
| | 液状化(棟数) | 60 | 90 | * | |
| | 津波(棟数) | 10 | — | — | |
| | 急傾斜地崩壊(棟数) | * | * | * | |
| | 地震火災(棟数) | * | * | * | |
| | 合計(棟数) | 260 | 160 | * | |
| 人的被害 (死者数) (冬深夜) | 建物倒壊(人) | 10 | * | * | |
| | うち屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物(人) | * | * | * | |
| | 津波(人) | 30 | — | — | |
| | 急傾斜地崩壊(人) | * | * | * | |
| | 火災(人) | * | * | * | |
| | ブロック塀等(人) | * | * | * | |
| | 合計(人) | 40 | * | * | |
| 人的被害 (負傷者数) (冬深夜) | 建物倒壊(人) | 150 | 90 | * | |
| | うち屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物(人) | 30 | 30 | * | |
| | 津波(人) | 80 | — | — | |
| | 急傾斜地崩壊(人) | * | * | * | |
| | 火災(人) | * | * | * | |
| | ブロック塀等(人) | * | * | * | |
| | 合計(人) | 230 | 90 | * | |
| 人的被害 (自力脱出 困難者・要救 助者) | 揺れに伴う自力脱出困難者(人) | 70 | 20 | * | |
| | 津波による要救助者(人) | 10 | — | — | |
| ライフ ライン被害 | 上水道 | 断水人口(人) | 15,000 | 13,000 | 340 |
| | | 断水率(%) | 79% | 71% | 2% |
| | 下水道 | 支障人口(人) | 6,200 | 750 | 200 |
| | | 支障率(%) | 36% | 4% | 1% |
| | 電力 | 停電軒数(軒) | 12,000 | 11,000 | * |
| | | 停電率(%) | 100% | 95% | * |
| | 通信(固定 携帯電話) | 不通回線数(回線) | 1,800 | 2,900 | * |
| | | 不通回線率(%) | 60% | 94% | * |
| | | 停波基地局率(%) | 50% | 67% | * |
| 都市ガス | 供給停止戸数(戸数) | 2,800 | 3,600 | * | |
| | 供給停止率(%) | 68% | 87% | * | |
| 交通施設 被害 | 道路(緊急輸送) | 被害箇所(箇所) | 10 | 10 | * |
| | 鉄道 | 被害箇所(箇所) | 20 | 10 | * |
| | 港湾 | 港湾被害箇所(箇所) | — | — | — |
| 生活への 影響 | 避難者 | 避難所(人) | 2,300 | 220 | * |
| | | 避難所外(人) | 1,500 | 150 | * |

| | | | 南海トラフ (最大クラス)の地震・津波による被害 | 中央構造線の地震による被害 | 長尾断層の地震による被害 |
|---------------|----------|-----------|-----------------------------|---------------|--------------|
| 災害廃棄物 | 災害廃棄物等 | 災害廃棄物(トン) | 33,000 | 5,100 | 40 |
| | | 津波堆積物(トン) | 36,000 ~57,000 | — | — |
| その他の被害(定量的手法) | エレベータの停止 | 停止数(棟数) | 50 | 50 | 40 |
| | | 危険物 | 火災(箇所) | * | * |
| | 流出(箇所) | | * | * | * |
| | 破損等(箇所) | | * | * | * |

※1:「*」は少ないが被害がある

※2:「—」は該当無し

※3:四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

第5節 地震・津波防災対策の推進

1 目的

南海トラフで発生する地震等大規模地震の発生を防ぐことはできないが、事前の備えを行うことにより、その被害を最小限にすることは可能である。しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効率的かつ効果的な地震・津波防災対策を講じなければならない。

そこで、将来発生する大規模地震による人的・物的被害の軽減を目指し、効果的かつ効率的な地震・津波防災対策を講じるため、町民・町の連携と協働のもと地震防災対策を推進するものとする。

2 背景

(1) 大規模地震発生の切迫性

本町及び香川県においては、南海トラフ、中央構造線、長尾断層を震源域とする大規模な地震の発生が予測されており、とりわけ南海トラフで、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は70%～80%程度（令和3年1月1日現在）と極めて高く、限られた時間の中、効果的な対策を講じる必要がある。

(2) 町民・町の協働による防災対策の必要性

上記の大規模地震では、未曾有の被害が想定されており、被害軽減のためには、町民・町が役割を分担し、協働して防災対策を行う必要がある。町も自らの役割である防災対策を行うものであり、その計画的な推進を図っていくものとする。

また、南海トラフを震源とする巨大地震の発生によっては、徳島県、高知県、愛媛県等の太平洋沿岸に位置する自治体の大規模津波被害が想定され、本町においても、津波対策をはじめ、被災自治体の避難者の受入れ等について県と連携の上取組んでいく必要がある。

3 位置づけ

本節は、中央防災会議が策定した「地震防災戦略」（平成17年3月30日決定）において、南海トラフ地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体に対して作成を要請している、地域目標として位置づけるものである。

4 想定される被害と対応

県が取り組んできた「香川県地震・津波被害想定調査」は、南海トラフ、中央構造線、長尾断層の3ケースを震源域とするものであり、その結果は、第4節の被害想定のとおりである。特に、今世紀前半にもその発生が懸念されている南海トラフの地震・津波の場合、本県

においては、広い範囲で強い地震動や津波による浸水が予想されている。こうした被害の軽減のためには、これらの強い地震動や津波に対する備えとともに、住民一人ひとりの防災意識を高め、地震や津波に強い地域づくりを行う必要がある。

(1) 強い揺れに対する備え

ア 建物の耐震化、家具の固定化等

建物倒壊は死者発生的主要原因であり、出火・延焼、避難者発生要因と想定されている。また、救助活動の妨げ、がれき発生など被害拡大の要因であり、建物の倒壊防止対策を進める必要がある。併せて、家具の固定化、ブロック塀の倒壊防止、ガラス落下防止等の対策を講じる必要がある。

イ 火災対策

建物倒壊に伴う出火が想定されており、出火予防、初期消火体制を準備する必要がある。

ウ 斜面崩壊対策

新潟県中越地震に見られるような地震に伴う斜面崩壊に備え、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり防止区域等の周知、防止施設の整備等を行う必要がある。

エ 液状化対策

埋立地等で建物倒壊の原因となる液状化が想定されており、必要な液状化対策を講じる必要がある。

オ 老朽ため池対策

ため池のほとんどが築造後 200～300 年経過しており、老朽化が進行していることから、決壊を未然に防止するため、老朽ため池の整備が必要である。

カ ライフライン、公共施設の耐震化

町民生活の基礎となっている上・下水道、幹線道路など公共施設の耐震化を確保する必要がある。

(2) 津波に対する備え

ア 津波ハザードマップの更新促進

町は、宇多津町防災マップにおいて、津波浸水予想区域を掲載しているが、今後も津波からの避難には浸水範囲や浸水深を示した津波ハザードマップは不可欠であり、その更新を進めていく必要がある。

イ 津波避難計画の作成促進

津波による人的被害の軽減は早めの避難である。円滑な避難のため地域ごとに避難計画を作成する必要がある。

ウ 海岸保全施設の整備

平成 16 年の台風 16 号では高潮による浸水被害が広範囲に渡り発生したところであり、津波でも浸水の危険がある。津波・高潮からの町民の生命・財産を守るため、緊急度の高

い箇所から計画的に海岸保全施設の整備を行う必要がある。

なお、施設整備が必要な海岸線が長く、その全てを整備するためには膨大な費用と長い期間がかかる。また、津波について、ハード面だけでは、完全に安全を確保することは困難である。

そこで、津波の低減効果を図るため既往最高潮位を基準にした施設整備を着実に行うとともに、避難対策とを並行して行う必要がある。

(3) 地震・津波に強い地域づくり

ア 地震・津波に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発

一人ひとりの防災意識を高めることが地域の防災力を高めることになる。地震・津波に関する正確な知識や日頃の備え（食料や水などの備蓄物資、自宅の耐震補強、家具の固定など）、津波からの早期避難等について、普及啓発する必要がある。また、防災教育を充実し、子供の頃から防災意識を持つようにしておくことが必要である。

イ 自主防災活動の促進・強化

避難誘導、救助、初期消火など災害時における被害の拡大防止のため、地域住民による自主的な防災活動の果たす役割は大きい。自主防災組織の結成促進・活動強化を進める必要がある。

ウ 事業所と地域との連携

事業所は、災害時、来客者等の安全を確保するとともに、地域住民の生活を支えるため事業を継続することが必要である。また、地域の構成員としての防災協力活動が期待されている。

エ 避難行動要支援者への対応

高齢者、障がい者等避難の際、支援が必要となる人々、いわゆる避難行動要支援者の避難体制の整備が必要である。

オ 複合災害への備え

南海トラフで発生する地震には多様性があり、大きな地震が発生した後、時間差を置いて再び大きな地震が発生する可能性があり、また、揺れと津波の組み合わせだけでなく、地震の前後に台風などによる洪水、高潮、土砂災害が発生する場合もある。

5 町民・町の役割分担と連携による地震・津波防災の取組

「公助」による応急活動だけでは、大災害時に町民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、町民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組を推進していく必要がある。

大規模な地震・津波災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、平常時から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡

大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのにも時間がかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取り組むことが大切である。災害時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むため、地域の自主防災活動の育成支援を図る。また、町民向けの広報などにより、平常時からの防災対策（行動）の大切さを広く啓発していくものとする。

(1) 住民等

ア 住民

○地域の危険度を知り、自助の備えをしておく。

- ・地震、津波の特徴を知り、それに対する備えと、それに遭遇した場合の行動のとり方を学ぶ
- ・住宅等の耐震対策（耐震補強、家具の転倒防止対策等）
- ・初期消火に必要な用具の準備
- ・情報収集手段（ラジオ等）の準備
- ・最低3日分、できれば1週間分の食料・飲料水や医薬品等の生活物資の備蓄と非常持ち出し品の準備
- ・家族間での情報の共有と確認（避難場所等、連絡方法等）
- ・自主防災組織の結成
- ・防災訓練への参加

イ 自主防災組織等

○自宅周辺や地域の危険度を知り、「共助」の備えをしておく。

- ・地理的状況を把握した上で、災害の態様に応じた災害危険箇所の確認
- ・災害の態様に応じた安全な避難所・避難方向・避難方法等の確認
- ・要配慮者の把握
- ・地域住民の間での情報の共有と確認
- ・防災訓練の実施
- ・町との連携強化

(2) 町

○地震・津波防災体制の整備・充実

- ・地域防災計画の修正
- ・職員研修、防災訓練の実施
- ・災害応急対策に対応する危機管理体制・組織の充実

○住民の「自助」「共助」を促すための情報提供と啓発

- ・住民の防災意識の啓発・高揚

- ・学校での防災教育の推進
 - ・災害危険情報の提供
 - ・ハザードマップの作成・普及
 - ・自主防災組織の結成促進
- 情報の収集・伝達（主として住民へ）体制の整備
- ・災害状況、住民の安否情報の確認方法等の整備
 - ・町防災行政無線システム、防災ラジオ等の運用
- 避難対策の整備
- ・避難行動要支援者（ひとり暮らし、高齢世帯、障がい者等）も含めた住民の確実な避難計画・津波避難計画の作成
 - ・避難すべき区域や避難指示の判断基準の作成
 - ・災害の態様及び要配慮者の実情に応じた避難所・避難経路・誘導方法等の確保・整備と周知徹底
 - ・住民の迅速・的確な行動に結びつける確実な情報伝達方法の整備・確保
 - ・避難行動要支援者の把握と関係部局間、自主防災組織、福祉関係者等との間での情報の共有
- 救助対策の整備
- ・食料・飲料水・生活物資の備蓄と輸送体制の整備
 - ・救護病院の指定など医療救護体制の整備
 - ・救助用資機材等の整備充実
 - ・消防力の充実強化
 - ・他市町との連携・協定
- 公共施設の点検・整備
- ・計画的な耐震診断・改修の実施
 - ・地震・津波対策のための公共施設の計画的な整備

第6節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生することであり、町は、防災関係機関等と連携をとって計画的かつ速やかに、こうした特徴を十分踏まえた防災対策を推進する。

町は、町のすべての住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。特に、自主防災組織の結成、住居（昭和56年以前建築）の耐震診断や必要な耐震改修の実施については、住民による自主的・主体的な取組が促進されるよう留意するものとする。

また、町は、南海トラフ地震等に関する相談を受ける部署を設置する等具体的に住民等が地震対策を講じる上で必要となる知識等を与えるための体制の整備に努めるものとする。特に、津波浸水予測地域の住民に対して、震度や浸水区域などに関する正確な情報が伝わるよう配慮するものとする。

1 津波への対応

県で実施した津波被害想定調査の結果、瀬戸内海沿岸においても津波が押し寄せ、香川県沿岸でも被害が発生する可能性がある。

このため、海岸構造物等の点検や整備、津波避難計画の作成や津波ハザードマップの更新、津波避難に関する意識啓発や訓練の実施など被害軽減のための対策を推進する。

2 広域な被害への対応

関東地方から四国・九州の太平洋側を中心にして、広範囲において甚大な被害が予想され、これに伴い、連絡の途絶、物資や人的資源の不足、経済活動の低下など大きな影響が想定され、国家的な応援体制が必要となる。

一方、国の被害想定では、香川県の被害は太平洋沿岸各県に比べれば軽いため、ボランティアや自衛隊など県外からの応援が期待できない、物資等が十分に入っていないなどの事態が考えられる。

このため、今後、自主防災組織の活動強化や備蓄の推進など地域防災力の強化に向けた取り組みが重要となる。

3 時間差発生への対応

南海トラフ地震について、過去の事例によると、同時に発生（1707年宝永地震）したと思われるもののほか、32時間の間隔をおいて発生した事例（1854年安政東海地震・安政南海地震）、約2年間の間隔をおいて発生した事例（1944年東南海地震・1946年南海地震）など

がある。

このように、南海トラフで発生する地震には多様性があり大きな地震が発生した後、時間差を置いて再び大きな地震が発生する可能性があるため、その間にどのような事態が発生するのか、また、町や防災関係機関、住民等は何をなすべきか、何ができるのか、これらを考慮し、防災対策を推進する。

4 複合災害への対応

南海トラフ地震は海溝型地震であり、沿岸部では揺れと津波による被害が発生する。

つまり、地震の揺れと液状化により海岸構造物等が機能しなくなったところへ津波がきて被害が拡大したり、揺れに伴う建物倒壊により下敷きになったところへ津波がきて死者が発生するなどのおそれがある。

このため、地震と津波による複合災害の発生に対して十分な対策を講じる。

5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針

南海トラフ地震の直接的被害を軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物、構造物等の耐震化等を図るとともに、消防用施設等地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を推進する。

【整備方針等】

- (1) 施設等の整備に当たっては、その施設等の必要性及び緊急度に従い年次計画を作成し、その計画に沿って実施するものとする。特に、町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、それに基づく事業の推進を図るものとする。
- (2) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第7節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用し、人的・物的被害の軽減につなげるための防災対応をとることとする。

1 南海トラフ地震に関連する情報

(1) 南海トラフ地震に関連する情報の種類

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この2つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

【情報の種類とその発表条件】

| 情報名 | 発表条件 |
|---------------|---|
| 南海トラフ地震臨時情報 | ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 |
| 南海トラフ地震関連解説情報 | ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。 |

(2) 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード

「南海トラフ地震臨時情報」は、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施でき

るよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記して発表される。

【付記するキーワードとその条件】

| 発表時間 | キーワード | キーワードを付記する条件 |
|----------------|--------|---|
| 地震発生等から5～30分後 | 調査中 | <p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上（※2）の地震（※3）が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 |
| 地震発生等から最短で2時間後 | 巨大地震警戒 | ○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合 |
| | 巨大地震注意 | <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内（※1）において、モーメントマグニチュード（※4）7.0以上の地震（※3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 |
| | 調査終了 | ○「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 |

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲（下図）



※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを1~3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1~2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5~1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、

「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

- ※5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部（30~40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日~1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。

このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

- ※6 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このモーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 南海トラフ地震臨時情報の伝達等

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、住民が迅速かつ適切に防災対応を実施するためには、同情報を速やかにかつ確実に住民に伝達する必要がある。

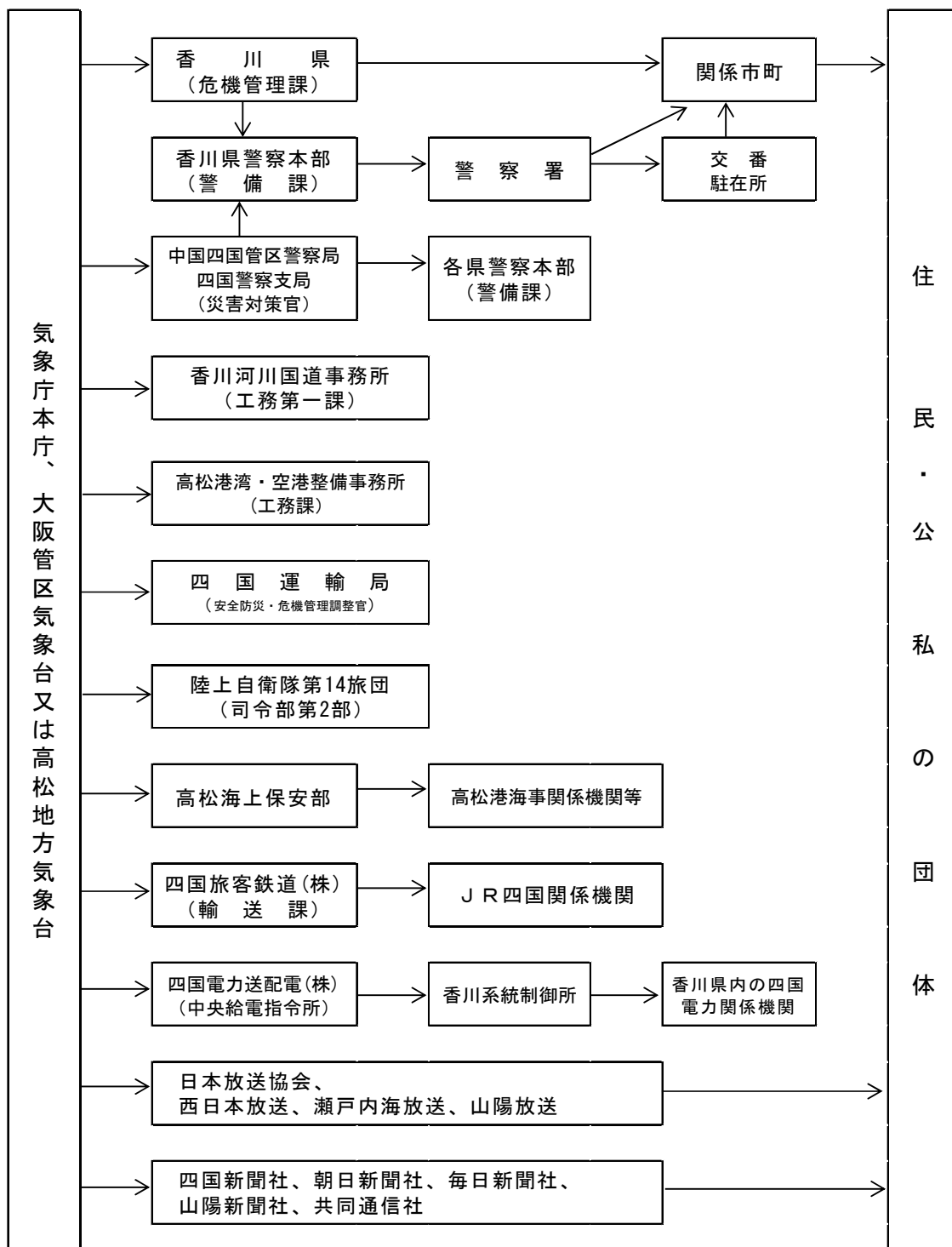
県は、市町及び消防本部に速やかに同情報を伝達するとともに、防災情報メールや県ホームページ、SNSの活用など多様な伝達手段により住民に対する情報提供を行う。

町は、防災行政無線や防災ラジオ、県防災情報システムによるメール配信のほか、自治会や自主防災組織等を通じての連絡などを行う。

その際、「半割れケース」時等においては、地震や津波、被災状況等多様な情報が輻輳していることが想定され、そのような状況の中において「南海トラフ地震臨時情報」の発表を確実に伝達するためには、特に、報道機関と連携したテレビ、ラジオ等による適時適切な情報提供の実施が重要となる。

また、町、県及び防災関係機関は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時には、当該臨時情報の内容や、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、地域住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

【南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達系統図】



3 情報収集・連絡体制

町は、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、組織内の各部局で情報を共有し、各種情報の収集体制を整備するとともに、災害対策本部が設置されていない場合にあつては、必要に応じて連絡会議等を開催する。また、県及び防災関係機関等との連絡を密にし、情報共有に努めるものとする。

4 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード 8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード 6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 住民の防災対応

香川県防災対策基本条例の基本理念である「防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則」とする考え方のもと、住民一人一人が「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を検討・実施することを基本とし、町及び県は、想定される地震・津波の状況、「南海トラフ地震臨時情報」の内容など住民が防災対応を検討するために必要な情報を提供する。

また、町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合において、地震が発生してからの避難では、住民の身体に危険を及ぼすおそれがある場合など、後発地震による災害リスクが高い地域については、住民の事前避難を検討することを基本とする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

ア 日頃からの地震への備えの再確認等

住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間、後発地震発生に注意し、できるだけ安全な行動をとることが重要である。

このため、町及び県は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないように、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。

イ 後発地震に備えた事前避難

① 避難検討対象地域

津波に限らず、水深が 30cm 以上になると人が歩行で避難することが困難となることから、「香川県地震・津波被害想定」における浸水深 30cm 到達時間予測図において、堤防崩壊等により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じると想定される地域である、「新町、岩屋団地、浦町、大門、本町、中村」の一部を避難検討対象地域とする。（第 1 章 第 4 節 被害想定 浸水深 30cm 到達時間予測図（最大クラス）を参照）

② 事前避難対象者

避難検討対象地域内の要配慮者を基本とする。

③ 事前避難の期間

1 週間を基本とする。

④ 「高齢者等事前避難対象地域」に対する「高齢者等避難」の発令

半割れケース（南海トラフの想定震源域内のプレート境界で、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生）の場合、最初の地震発生後に瀬戸内海沿岸部にも大津波警報の発表により、沿岸部の住民に対して「避難指示」が発令されることが想定されている。

上記①～③の考え方にに基づき、堤防崩壊等により 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じる地域を「高齢者等事前避難対象地域」とし、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、同地域に対して、「高齢者等避難」を発令し、要配慮者については避難を継続する。

⑤ 避難方法等

高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者は、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、安全に留意しながら、避難場所から避難所又は知人・親類宅等への移動を開始することを基本とする。

避難所は、指定避難所又は福祉避難所を基本とし、後発地震の発生時に想定されるリスク（津波等による浸水、土砂災害、耐震性不足等による倒壊等）に対して、できるだけ安全な施設を選定するとともに、受入れが必要な人数や各施設の設備の状況を踏まえて、1 週間を基本とした避難生活が可能施設を選定する。

災害発生後の避難と異なり、電気・ガス・水道等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されるため、避難者等が自ら必要なものを各自で準備することを基本とする。

⑥ 地域の実情に応じた検討

事前避難対象地域及び事前避難対象者等の考え方は、上記ア～ウを基本とするが、浸水深 30cm 到達時間や避難場所までの距離、避難者の移動速度、昼夜の違い等を考慮し、町は、地域の実情に応じてこれらを適切に定めることができるものとする。

ウ 避難所の運営等

町は、要配慮者が避難をためらうことがないよう、避難所における快適な生活環境の確保に努めるとともに、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の適切な更新及び個別計画策定の取組を推進するものとする。

また、町は、1 週間を基本とした避難所運営を円滑に行えるよう、自主防災組織、ボランティア等の関係団体による運営体制やそれぞれの役割等をあらかじめ検討する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合、日頃からの地震

への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて一定期間地震発生に注意し、できるだけ安全な防災行動をとることを基本とする。

このため、町及び県は、同情報発表時に、住民があわてて食料や日用品を備蓄するなどの混乱が生じないように、日頃からの地震への備えについて機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すものとする。

6 消防機関等の活動

町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、消防機関等が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- ・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

7 警備対策

警察は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ・正確な情報の収集及び伝達
- ・不法事案等の予防及び取締り
- ・地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する支援

8 水道、電気、ガス、通信サービス、放送関係

(1) 水道

香川県広域水道企業団は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信サービス

電気通信事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知などの措置の内容を明示するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組など、地域住民等が防災行動をとるために必要な情報の提供に努めることとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

9 金融

金融機関は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

10 交通

(1) 道路

町及び県は、警察及び道路管理者等と調整の上、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合の交通対策等の情報について地域住民等にあらかじめ情報提供を行うものとする。

(2) 海上

坂出海上保安署及び港湾管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、在港船舶の避難等について、津波に対する安全性に留意し、地域別に対策を行うものとする。

港湾管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、津波による危険が予想される地域に係る港湾において、浸水予測図やハザードマップ等を活用した津波避難対策の周知徹底を図る。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合、安全性

に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとし、特に、津波等により浸水する恐れのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。

また、鉄道事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表される前の段階から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合の運行規制等の情報について、地域住民等に対してあらかじめ情報提供を行うものとする。

1.1 町自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における管理上の措置及び体制について定め、職員等に周知するものとする。

ア 各施設に共通する事項

① 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

② 入場者等の安全確保のための退避等の措置

③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

④ 出火防止措置

⑤ 水、食料等の備蓄

⑥ 消防用設備の点検、整備

⑦ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

⑧ 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

① 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

② 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

③ 幼稚園、小・中学校等にあっては、次に掲げる事項

- ・ 児童生徒等に対する保護の方法

- ・事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- ④ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
- ・入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - ・事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
- ア 災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - ② 無線通信機等通信手段の確保
 - ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- イ 県は、町地域防災計画に定める指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。
- ウ 県は、町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。
- (3) 工事中の建築物等に対する措置
- 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき措置を講ずるものとし、その方針を定めておくものとする。

1.2 滞留旅客等に対する措置

町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、指定避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市町が実施する活動との連携等の措置を行うものとする。

第8節 町民運動の展開（町民すべてによる防災対策の推進）

地震・津波災害の軽減には、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働により防災対策を実践することが重要である。東日本大震災の教訓からも、「公助」による応急活動だけでは、大災害時に町民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、町民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組を推進していく必要がある。大規模な地震・津波災害による人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する町民運動を展開しなければならない。

大規模地震・津波災害発生初期には、公的な支援が届くのに時間もかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取組むことが大切である。災害時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取組むため、地域の自主防災活動の育成支援を図るものとする。

町は、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにするとともに、防災対策の実施状況についても県に定期的に報告するものとする。

また、町民及び防災関係機関等に対し、自らの防災対策を定期的に点検し、対策を一層充実するよう求めるとともに、防災意識の高揚のための活動を行うものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及計画

第1 計画の方針

地震による被害を最小限にとどめるには、町、公共団体及び各防災関係機関による各種災害対策の推進とともに、「自らの生命と財産は自らの手で守る」という住民の心構えと行動が重要である。

災害対策を円滑に行うために、職員の意識啓発を積極的に行うとともに、住民への防災知識の普及啓発に努める。

第2 職員に対する防災教育

職員の地震時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・研究会の開催及び見学・現地調査の実施等あらゆる機会を活用して、次の事項について防災教育に努める。

なお、所属長は、特に下記4について、個々の職員に対し、人事異動等の機会をとらえて周知徹底する。

- (1) 地震に関する基礎知識、地域防災計画等の概要
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想されている地震動及び津波に関する知識
- (3) 本町における過去の地震災害
- (4) 宇多津町地域防災計画「地震対策編」と町が実施している地震対策
- (5) 地震が発生したとき、職員が取るべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、事務分掌等）
- (6) その他震災対策上必要な事項

第3 住民に対する防災知識の普及

町及び県は、「自らの命は自分で守る。」という意識の徹底や、地域の災害リスクと、とるべき避難行動についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

町及び県は、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するとともに、防災週間や火災予防週間をはじめとした防災関連行事等を通じ、広報紙、パンフレット等の配布、町のホームページの活用、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、地震発生時等において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図る。

また、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。

なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、県民防災週間(7月15日から7月21日)、防災週間、火災予防運動等の防災関連行事実施時期を中心に行う。

- ・ 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- ・ 南海トラフを震源とする地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・ 地震に関する一般的な知識
- ・ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ・ 正確な情報入手の方法
- ・ 緊急地震速報を受けた際にとるべき行動
- ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・ 各地域におけるがけ地崩壊危険地域等に関する知識
- ・ 避難指示の意味や内容、発令時にとるべき行動
- ・ 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、指定避難所での行動など避難に関する知識
- ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること
- ・ 避難生活に関する知識
- ・ 平素住民が実施しうる応急手当、出火防止、ブロックべいの倒壊防止等の対策の内容
- ・ 少なくとも3日分、できれば1週間分の食料、飲料水の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ等)の準備
- ・ 火災の予防や地震に対する家屋の保全対策
- ・ 家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- ・ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中など)で災害時にとるべき行動
- ・ 災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のためのシステム(災害伝言ダイヤル(171)や災害用伝言サービス等)の活用
- ・ 住居の耐震診断と必要な耐震改修
- ・ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ・ 防災士等、防災知識を備えた人材育成を目的とした制度の普及、推進
- ・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え

- ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼育についての準備
- ・津波警報等の意味や内容、発表時にとるべき行動

第4 学校教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

学校は、各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取組を推進する。

特に、避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

また、県及び市町は、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引き等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

第5 防災上重要な施設の管理者等の教育

町は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、地震に関する知識の普及及び防災教育の実施に努める。

第6 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、

食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

中小企業・小規模事業者は、上記の取組が困難な場合、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとする。

町及び県、各業界の民間団体は、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全確保、業務を継続するための取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。

町及び商工会は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努めるものとする。

また、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討するものとする。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の防止拡大を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第7 災害情報の提供等

町は、災害状況を記録し、及び公表する。

町は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を住民に提供するものとする。また、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知するものとする。

第8 防災相談

地震についての住民の相談に応じるため、次のとおり相談窓口を定める。

一般的な事項・・・・・・・・・・危機管理課

建物に関する事項・・・・・・・・地域整備課

第9 災害教訓の伝承

住民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

町及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に

関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第2節 自主防災組織の育成に関する計画

第1 地域住民等の自主防災組織

地震災害による被害を最小限にとどめるためには、行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

町民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及びその活動に積極的に参加するものとする。

町は、地域住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修や地区防災計画の作成支援等に努めるとともに、県はこれを支援する。その際、女性の参画の促進に努める。また、消防団と自主防災組織の連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

町は、自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に必要な助成を行うものとする。

なお、自主防災組織の編制及び活動は、次により行うものとする。

1 自主防災組織の編制

- (1) 自主防災組織は、地理的状況、生活環境からみて、町民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の町内会、自治会や小学校区などを活用して編制する。その規模が大きすぎる場合は、地域防災活動がしやすいブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のない組織編制とする。
- (3) 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加を求める。
- (4) 津波浸水想定のある区域内にある地区や、土砂災害警戒区域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

2 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

(平常時)

- (1) 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
 - ① 災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
 - ② 災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所、指定避難所、避難の経路及び方法等の確認

- ③ 避難指示等の発令等の基準、災害対応における町との役割分担等についての町との協議
- ④ 災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の町民への周知
- ⑤ 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備
- ⑥ 地震・津波が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害時、避難途中、指定緊急避難場所・指定避難所等における行動基準の作成及び周知
- ⑦ 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施

- (2) 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護及び避難等の防災訓練の実施
- (3) 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
- (4) 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- (5) 家庭及び地域における防災点検の実施
- (6) 地域における高齢者、身体障がい者等の避難行動要支援者の把握

（災害時）

- (1) 出火防止、初期消火の実施
- (2) 正確な情報の収集、伝達
- (3) 救出、救護の実施及び協力
- (4) 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等
- (5) 集団避難の実施
- (6) 炊き出しの実施及び協力
- (7) 救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力等

3 自主防災組織に必要な資機材の確保

自主防災組織が地域での防災活動に必要な初期消火、救助・救護用資機材及び訓練用資機材については、主に町が備蓄するものとするが、自主防災組織も備蓄を推進し、町が支援する。

(1) 初期消火用資機材

可搬型小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、スタンドパイプ、ホースボックス、組立型水槽、その他初期消火用資機材

(2) 救助用資機材

携帯用無線機、ハンドマイク、発電機、投光器、チェンソー、エンジンカッター、可搬式ウィンチ、チェンブロック、ジャッキ、担架、はしご、救命ロープ、油圧式救助器具、その他救助活動に必要な資機材

(3) 救護用資機材

ろ水器、救急医療セット、テント、防水シート、揚水機、毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、防災井戸、その他救護活動に必要な資機材

(4) 訓練用資機材

ビデオ装置、映写装置、人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、その他訓練に必要な資機材

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用を図られるよう努めるものとする。

第2 事業所の自衛消防組織等

大規模な地震災害が発生した場合には、事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を、あらかじめ定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

事業所等は、町及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難場所等として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。

災害時には、関係地域の自主防災組織等と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努めるものとする。

第3 消防団の活性化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、町は、装備の充実、団員の確保対

策、知識技術の向上対策などを推進し、消防団の活性化を図る。

第4 社会福祉施設の自主防災組織

- (1) 社会福祉施設は、寝たきりの高齢者や身体障がい者及び乳幼児等いわゆる「要配慮者」が利用することから、社会福祉施設の管理者を指導し、地震災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進する。
- (2) 自主防災組織や事業所の自衛消防組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制を整備する。

第5 自主防災組織協議会

地域の自主防災組織の区域内に事業所の自衛消防組織等が存在する場合は、住民組織と事業所組織の連携を図るため、自主防災組織協議会の設置に努め、情報交換や相互の活動の調整及び協力の推進を図る。

第3節 総合防災訓練計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、町民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

1 総合訓練

町及び県は、大規模な災害の発生を想定して、防災関係機関、町民、その他関係団体等の協力を得てその緊密な連携の下に、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- (1) 情報の収集・伝達、災害広報
- (2) 水防、消防、救出・救助
- (3) 避難誘導、避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- (4) ライフライン応急復旧、道路啓開
- (5) 偵察、警戒区域の設定、交通規制
- (6) 救援物資及び緊急物資輸送

2 災害対策本部設置運営訓練

町及び県は、地震・津波災害時において、災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、指揮・指示体制の確立、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。

なお、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携し他訓練の実施に努める。

3 図上訓練

町及び県は、地震・津波発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

4 消防訓練

消防本部及び消防団は、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消火、救助活動等の訓練を行うとともに、必要に応じ大規模火災、林野火災等を想定した訓練を行う。

5 危険物防災訓練

消防本部が主体となり、必要に応じて危険物の防災に関する訓練を実施するものとする。

6 避難救助訓練

訓練実施にあたっては、避難行動要支援者への支援体制を考慮するものとする。

- (1) 町及び県は、地震・津波災害時において避難活動や救助活動を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- (2) 町は、土石流危険区域等土砂災害危険箇所において、自主防災組織や地域住民の協力を得ながら避難体制の整備を図るとともに、避難訓練を行うものとする。
- (3) 学校、病院、マンション等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行うものとする。

7 非常通信連絡訓練

町、県及び防災関係機関は、地震・津波災害時における通信の円滑化を図るため、災害を想定し、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

8 非常招集訓練

町、県及び防災関係機関は、地震・津波災害時において、短時間に非常配備体制が確立できるよう、各種災害を想定し、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

9 土砂災害に対する防災訓練

近年の土砂災害の実態を踏まえ、国、県、町、防災関係機関及び地域住民が一体となって、情報伝達訓練及び避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図る。

10 自主防災組織等における訓練

町民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、町及び消防機関の指導の下に、地域の事業所とも協調して、情報伝達、初期消火、応急救護、避難、要配慮者の安全確認・避難誘導、指定避難所運営等の訓練を行うものとする。

第4節 ライフライン等災害予防計画

地震・津波による電気、ガス、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、各施設毎に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

第1 無線局通信施設の現況

1 香川県防災行政無線（子局 1局）

2 同報系防災行政無線

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 基地局 | 1局 |
| (2) 子局（受信所） | 8局（受信所） |

3 移動系防災行政無線

- | | |
|------------|-----|
| (1) 基地局 | 1局 |
| (2) 車載型無線局 | 14局 |
| (3) 携帯型無線局 | 15局 |
| (4) 可搬型無線局 | 1局 |

4 移動系防災行政無線（坂出消防免許分）

- | | |
|-------------|----|
| (1) 車載型無線局 | 5局 |
| (2) 消防団本部設置 | 1局 |

第2 通信施設整備計画

- (1) 地震災害が発生した場合に予想される通信施設の災害に対処し、通信の途絶防止対策を強化する。
- (2) 障害を未然に防ぐため、各無線局の施設及び各機器の機能について、業者委託による定期保守点検を行うほか、巡回保守点検により動作状況の把握及び調整、補修を行う。
- (3) 同報系、移動系無線の整備については、国の補助制度を活用して、住民への情報伝達に有用な整備に努めるものとする。

第3 電気施設

電気事業者は、震災時においても電力供給を確保するため、各設備毎に安全化対策を十分行うとともに、重要な送・配電線の2回線化等バックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧

体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備を図る。

第4 都市ガス施設

ガス事業者は、地震による被害を防止するため、設備の耐震性の強化充実を図るとともに、消費者に対して事故防止についての広報活動を行う。また、災害時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材等の確保を図る。

第5 電気通信設備

電気通信事業者は、震災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成等バックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

第6 水道施設

香川県広域水道企業団は、地形、地盤及び重要度を考慮し耐震構造の施設整備を行い、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルートของループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図る。

第7 下水道施設

町は、下水道施設の耐震診断を実施し施設の重要度、改築更新時期等を考慮して、計画的に耐震対策工事等を実施するとともに、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

第5節 火災予防計画

第1 出火防止、初期消火

1 一般家庭に対する指導

- (1) 町は、大地震時には広域にわたって同時多発火災が発生しやすいことから、ポスター、パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における広報車等による広報等により、出火防止を重点に、火災予防の周知徹底に努める。
- (2) 町は住民が参加できる防火教室等を開催し、地震の二次災害としての火災の恐ろしさ、出火防止についての知識、消火器の使用方法等を周知徹底させるとともに、火災予防週間等には、重点的に各家庭の巡回指導を行い、出火防止に関する指導に努める。
- (3) 町は、各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等、地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

2 事業所に対する指導等

- (1) 町は、消防本部等と連携し、予防査察、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、防火管理者をはじめとする関係者に対して、震災時の応急対応、消防用設備等の点検整備と取扱方法の徹底、避難誘導體制の確立、終業時の火気点検の徹底等、防災思想の普及に努める。
- (2) 町は、事業所に対して、自衛消防隊の育成、消防用設備、防火用水の整備充実等に努めるよう指導する。
- (3) 町は、発火性薬品を所有している施設・事業所に対して、その薬品の漏えい、混合等により出火のおそれがあるので、転倒、落下防止措置を講じるよう指導する。

第2 火災拡大要因の除去

地震火災が大規模な被害を及ぼすのは、同時多発火災が合流して延焼拡大することにあることから、必要に応じ防火地域、準防火地域の指定を行うとともに、計画的に建物の不燃化の推進を図る。

第3 消防力の強化

- (1) 町は、同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、活動要領等を定めるとともに、消防団員の非常招集方法等を定めておく。
- (2) 町は、消防ポンプ自動車等の消防施設の計画的な整備充実を努めるとともに、町消防団の装備等の整備充実及び町消防団の活性化を積極的に進める。

(3) 消防本部は、消防力の整備指針に沿って、消防力の整備に努めるものとする。

第4 消防水利の整備

(1) 町は、震災時には消火栓や水道施設の損壊等により、断水又は極度の機能低下が予想されるので、耐震性貯水槽の整備に努める。

(2) 町は、消火栓のみに偏ることなく、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、河川水、海水、ため池等の自然水利の活用や、学校等が保有するプール等の指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

第6節 危険物施設等災害予防計画

第1 施設の安全性の確保

町、県、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 危険物等関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。
- (2) 事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。
- (3) 事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図るものとする。

第2 防災資機材の整備

事業所は、地震災害時において危険物施設等の損壊による石油類等に係る大規模火災の発生のみならず、有害ガスの漏えい事故等も想定されることから、防災資機材の整備を図る。

第3 防災訓練の実施

町及び県は、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第4 防災知識の普及

町及び県は、町民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、指定避難場所等での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。

第7節 都市防災対策計画

町における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した町の施設の整備や各種防災対策を積極的に推進する。

第1 町の施設の整備推進

(1) 町の計画公園の整備

公園、緑地等は、地震災害時の町民の重要な避難場所であり、応急救助活動、物資集積等の基地として活用することができる重要な防災施設であり、防火水槽やトイレ等の整備を行っている。

町は、公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における避難地及び被災者の収容地としての機能を確保する。

第2 町の防災対策の推進

(1) 都市計画における防災対策の位置付け

町及び県は、長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、都市防災に関する方針に基づき、都市計画を定める。

(2) 防火用水の確保

地震災害時には、断水が予想されるので、防火水槽を適宜配置し、防火用水として活用できるように努める。

(3) 宅地造成等の規制

県等は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域（宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域）に指定し、宅地造成等について、必要な規制を行う。

第8節 建造物等災害予防対策

第1 公共建築物等の災害予防

町は、震災時において応急対策活動の拠点となる町有施設を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。なお、耐震性の確保に当たっては、数値目標の設定等により、計画的かつ効果的に実施する。

(1) 防災上重要建築物の指定

- ア 災害対策本部設置施設（庁舎）
- イ 消防施設（消防屯所）
- ウ 避難収容施設（学校、体育館、コミュニティ分館、その他主要施設）
- エ 要配慮者施設（社会福祉施設）

(2) 耐震診断・耐震補強工事の実施

防災上重要建築物について、耐震性の確保を図る。また、耐震診断基準に基づく診断の結果、耐震性が不十分と判定された施設については、計画的に耐震補強工事を行う。

(3) 建築設備の耐震性確保

防災上重要建築物について、地震発生後も継続してその機能が果たせるよう、重要度に応じて設備の整備に努める。

(4) 緑化の推進

災害時の避難場所等となる施設周辺の緑化を進めるとともに、外周部についても、耐震、防火効果の高い緑化樹木による生け垣への転換等を図ることにより、避難場所等の安全性を確保する。

(5) 町有施設の天井材、照明器具、外壁、窓ガラス等の非構造部材及びブロック塀等の耐震性の点検と確保に努める。

第2 一般建築物等の災害予防

1 防災知識の普及

町は、建築物の災害予防について、ポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するように努めるものとする。

2 耐震化の促進

町は、宇多津町耐震改修促進計画（平成20年3月策定）に基づき、民間住宅への耐震診断・耐震改修の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築

物の耐震化の促進を図る。

特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物については、災害時における緊急輸送道路の機能維持を図るため、重点的な耐震化の促進に努める。

3 特殊建築物の防災指導

防本部及び県は、ホテル・旅館、物品販売店舗、駅等不特定多数の利用者が利用する特殊建築物等並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。町は消防本部及び県の実施する防災指導に協力する。

4 落下物による危害防止

町は、県が行う建築物の屋根ふき材、外装材、窓ガラス、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発に協力する。

町民は、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。また、ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

5 ブロック塀等の倒壊防止

町は、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

ア 町民に対し、ブロック塀等の安全点検及び耐震性の確保について、広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀等の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

イ ブロック塀等を設置している町民に対して、日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀等に対しては、改修や防災効果の高い緑地樹木による生け垣等を奨励する。

ウ ブロック塀等を新設又は改修しようとする町民に対し、建築基準法に定める技術基準によって施工するよう指導する。

6 地震保険の普及

町及び県は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、被災者の住宅再建にとって有効な手段である地震保険の普及促進に努める。

第3 家具等転倒防止対策

- (1) タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒または棚の上の物の落下による事故を防止するために、パンフレット等の配布を通じて、住民に対し家具の転倒防止法等の普及啓発に努める。
- (2) 住民は、家具を止め金具等で固定するなど、家具等の転倒防止及び落下防止対策を講じておくものとする。
- (3) 事務所、事業所等は、事務用ロッカー、書棚、機械器具等を固定するなど、地震による移動、転倒及び落下防止対策を講じておくものとする。

第4 被災建築物等及び被災宅地の危険度判定

町は、地震により被災した建築物等及び宅地の危険度を判定するため、県が実施する被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の育成に対して、建築等関係団体とともに協力する。

第9節 地盤災害予防対策

1 土砂災害危険区域の災害予防対策

- (1) 県は土砂災害危険区域における防災対策として次の事業を積極的に行う。
 - ① 砂防事業
 - ② 急傾斜地崩壊対策事業
 - ③ 地すべり対策事業
 - ④ 治山事業
- (2) 町及び県は、地震による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を住民に周知するとともに、危険箇所等に標柱、標識板等を設置するなど適切な方法で、危険区域に居住する住民の被害の防止に努める。
- (3) 町は、土砂災害警戒区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見を留意するよう啓発するとともに、避難場所及び避難所、避難方向、避難方法、情報の伝達手段などを定めるなど土砂災害警戒区域に対する警戒避難体制の整備を推進する。

2 液状化災害等の予防対策

- (1) 地盤の液状化による災害の防止については、地盤改良による方法、構造物の工法によって対応する方法等があり、埋立地等液状化のおそれがある場所に施設や構造物を建設する場合には、その施工主等に対して、町は県とともに、必要に応じた対策が講じられるよう指導に努める。
- (2) 町及び県は、埋立地等に重要な公共施設等を建設する場合には、液状化に伴う地盤災害を事前に防止するため、粒度や地下水等の地盤の状況の把握に努めるとともに、必要に応じた対策を講じる。
- (3) 町は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。

第10節 公共施設災害予防対策

地震による公共施設等の被害は、住民の避難、消防活動、医療活動等の応急対策活動に困難をもたらすため、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事を行うとともに、緊急度の高い箇所から順次耐震対策を行うなど地震に強い施設の確保に努める。

第1 道路施設

道路管理者は、それぞれ管理する道路施設について、耐震点検結果に基づき、対策工法を決定し、緊急度の高いところから速やかに対策工事を行う。また、落橋、変形等の被害が予想される道路橋等について、橋梁補強工事を行うとともに、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施することにより、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。さらに、新たな道路、橋りょう等を建設するときは、耐震性に配慮した道路施設の建設を積極的に推進する。

第2 河川管理施設

河川管理者は、河川施設について、耐震点検結果に基づき、耐震補強等が必要な箇所を指定し、その重要度及び緊急度等に応じた補強等の対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する。また、堰、水門等防災上重要な施設については、震災時に大きな被害がでないように長寿命化計画の作成、実施等による適切な維持管理に努める。

第3 港湾及び漁港施設

港湾管理者は、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成、実施等による適切な維持管理に努めるとともに、震災時の緊急物資の集積、住民の避難等のための広場、緑地等についても整備に努める。

漁港管理者は、緊急物資の受入拠点、被災地の復興支援拠点等として機能を確保するため、北浦漁港について、漁港の技術指針により設計施工を行い安全性を確保するとともに、既設の重要な構造物についても、耐震性の調査検討を行い必要に応じて補強等の対策を行う。

第4 海岸保全施設

海岸管理者は、海岸保全施設について、緊急性の高い箇所から耐震点検や補強等の対策を行うよう努める。

第5 ため池等農地防災施設

(1) 町は、地震に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化したため池の整備を行う。

- (2) 県及び町は、防災上重要な中小規模ため池について、計画的に耐震診断を実施の上、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行う。
- (3) 町は、防災重点農業用ため池について、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、ため池ハザードマップの作成と普及啓発を図るとともに、ため池の維持管理の省力化・効率化を図るため、水位計や監視カメラ等のICT機器の整備を推進するものとし、県はこれを支援する。

第6 鉄道施設

鉄道事業者は、地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講じる。

- (1) 鉄道施設について、橋りょう、土構造物等の施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図る。
- (2) 地震検知装置について、列車運転の安全を確保するため、設備の新設や増設、改良等に努める。
- (3) 各種情報を迅速かつ的確に伝達するため、通信施設の整備充実を図る。
- (4) 地震発生後の早期の復旧を期するため、復旧要員の動員、復旧用資機材等の配置及び整備、関係機関との応援協力体制の確立等、応急復旧体制の整備に努める。

第7 廃棄物処理施設

町及び坂出、宇多津広域行政事務組合は、地震による廃棄物処理施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、仮集積場の候補地の選定等を行う。

第8 放送施設

放送事業者は、地震災害時における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備等、防災対策を推進する。

第 1 1 節 防災施設等整備計画

地震災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、気象等観測、水防、消防、通信等の施設・設備等の整備を図る。

第 1 気象観測施設等

町、県及び関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な観測施設・設備を整備する。

第 2 消防施設等

- (1) 町は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、耐震性防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施する。
- (2) 町は、救助・救急活動のため、必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (3) 町及び消防本部は、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の高度化を図る。

第 3 通信施設等

- (1) 町では、県が設置した防災行政無線により町、県及び関係消防機関等と災害時における情報伝達手段を確保している。

町、県及び防災関係機関は、地震災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。

ア 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線や香川県防災情報システム等を活用し、地域、市町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。

イ 情報通信施設の耐震性の強化及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。

ウ 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は 72 時間以上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。

エ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等、地震災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(注) 非常通信協議会とは、関係省庁、通信関係事業者、通信関係団体等の構成により組織し、非常時における通信の円滑な運用等を図ることを目的に、中央、地方、地区に設置されている。

オ 地震災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

カ 平常時から地震災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

キ 地震災害時に有効な携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。

ク 町は、平成 17 年度に防災行政無線のデジタル化のほか町内約百カ所に戸別受信機を設置している。また、全国瞬時警報システム（J－ALERT）など、地域衛星通信ネットワークと町防災行政無線を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築している。

ケ 町は平成 30 年度に指定避難所 4 箇所に公衆無線 LAN（W i f i）を整備し、災害時の情報通信の手段を確保している。

コ 衛星携帯電話の整備の推進に努める。

サ 町は平成 25 年度より、全国瞬時警報システム（J－ALERT）からの緊急情報や町の防災情報が受信可能な「防災ラジオ」を整備し運用を開始している。

(2) 町は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対し災害情報・被害情報等を速やかに伝達する。また、通信各社を経由した緊急速報メールの「災害・避難情報」の提供体制を充実していく。

(3) 警察通信施設の使用等

地震災害時には、通信の確保のため、必要に応じて警察通信機能の使用を要請する。

第 4 その他施設等

(1) 町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、それに基づく事業の推進を図るものとする。

(2) 町は、災害応急対策に必要な各種資機材について、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄する。

(3) 道路管理者、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧等を行うため、必要な資機材を備蓄する。

第12節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者等との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

第1 職員の体制

町及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、迅速な安否確認等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じて、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。

町及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図り、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することを努めるとともに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるよう努める。

第2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておくものとする。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努める。
- (2) 町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 町及び県は、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるように、県内全市町が参加する応援協定を締結し、連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備するものとする。
- (4) 町及び県は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる体制を整備するものとする。

- (5) 町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。
- (6) 警察本部は、災害警備部隊について、実践的な訓練等を通じて、広域的な派遣体制及び緊急かつ迅速な救助体制の整備を図る。
- (7) 町は、近隣市及び県内市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- (8) 町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておく。また、いかなる状況において、どのような分野（水防、救助、応急医療等）について派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。

第3 民間事業者との連携

町及び県は、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。

第4 防災中枢機能等の確保、充実

町及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実、災害に対する安全性の確保及び再生可能エネルギーも含めた非常用電源や非常用通信手段の整備、点検に努めるものとする。

また、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないように、電気事業者と災害時における電力の優先供給先の調整を行うほか、非常用電源の運転や公用車輛等に必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保を図るものとする。

第5 基幹情報システムの機能確保

町は、自らが管理する情報システムの安全対策を実施する。これに対して、県が助言を行うものとする。

第6 広域防災活動体制の整備

町及び県は、大規模地震災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要な活動拠点について、関係機関との調整の上、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、災害時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとする。

第7 複合災害への対応

- (1) 町、県及び防災関係機関は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- (2) 町、県及び防災関係機関は複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応に当たる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意した上で、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (3) 町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて、発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。

第13節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

1 緊急輸送路の指定等

(1) 県

県は、関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定する。また、町及び県は、県が指定した緊急輸送路の周知に努めるとともに、それぞれが管理する施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理するものとする。

ア 道路

- (ア) 第一次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）
- (イ) 第二次輸送確保路線（町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路）
- (ウ) 第三次輸送確保路線（第一次・第二次輸送確保路線を補完する道路）

イ 港湾

- (ア) 防災機能強化港（救助、輸送活動等を行うため拠点となる港湾）

高松港、坂出港、三本松港、津田港、坂手港、土庄港、宮浦港、丸亀港、詫間港、観音寺港において、震災時等の住民の避難、物資の応急輸送に供するため、耐震強化岸壁等の整備を行うものとする。

- (イ) 連絡道路（防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ道路）

ウ 空港

救助、輸送活動等を行うため拠点となる空港

(2) 町

町は、県、県警察本部及び道路管理者と協議して、県の緊急輸送路と災害時用臨時ヘリポート、医療機関及び避難所等を連絡する緊急輸送路を指定する。

道路管理者は、平常時から指定された緊急輸送路の安全性を十分監視及び点検するとともに、交通の妨げとなる車両、広告物、鉢物等の除去に努め、震災時等の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備するものとする。

また、町は、二次（地域）物資拠点から各避難所までの物資の輸送体制を整備する。

2 道路交通管理体制の整備

- (1) 道路管理者及び県警察本部は、地震災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐震性等の確保と倒壊、破損等に

備えた応急復旧体制の確立を図る。

- (2) 県警察本部は、交通規制が実施された場合の車両の運転手の義務等について周知を図るとともに、地震災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等を締結しておく。

3 民間事業者との連携

- (1) 町及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。
- (2) 町及び県は、物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

確認

県又は県公安委員会は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ災害応急対策用として申出があった車両について、災害発生前においても緊急通行車両としての確認を行い、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

第14節 避難体制整備計画

町は、地震による家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、地域の特性に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所及び避難路の確保並びに避難指示発令基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

第1 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び整備

(1) 指定緊急避難場所の指定（資料6 指定緊急避難場所一覧）

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、学校等の公共施設を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性に配慮し、災害の危険が切迫した緊急時における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、管理者の同意を得たうえで、指定緊急避難場所として指定する。

町は指定緊急避難場所を指定するにあたり、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に指定するものとする。

(2) 指定避難所の指定（資料6 指定避難所一覧）

町は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、災害に対する安全性及び地震の諸元に応じ、あらかじめコミュニティ分館、学校等公共的施設等について、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所として指定するものとし、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

また、指定避難所を選定するにあたり、避難者を滞在させるために、必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定することとする。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定するものとする。

町は、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要

な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。指定緊急避難場所を兼ねる指定避難所については、特定の災害では当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から町民等へ周知することに努めるものとする。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等と調整しておくよう努めるものとする。

町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(3) 指定避難所の整備

町は、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

指定避難所については、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、通信機器のほか、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備、テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器等の整備を図るものとする。

また、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、体温計、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布、生理用品等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

なお、指定避難所を指定する際に、併せて、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

第2 避難路の選定等

町は、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

第3 指定緊急避難場所等の明示

町は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災

害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であることを明示するように努めるものとする。

町及び県は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努めるものとする。

第4 避難指示基準の策定等

津波による浸水、山・崖崩れの発生及び火災の拡大による危険が予想されるとき、住民等に避難指示を行うため、町長は、地震災害の種別に応じて、あらかじめ避難指示の基準を策定する。

避難基準については、震度5弱以上で土砂災害、津波注意報、津波警報とし、災害の規模及び程度により災害対策本部において避難指示の発令を検討する。

なお、町は高松地方気象台や香川河川国道事務所等の国の機関や県から、避難指示等の発令基準の策定について、支援及び助言を受けるものとする。また、町は、国、県の関係機関との間で連絡を密に取り合い、ホットラインを構築するなど、日頃からの連絡体制を確立しておく。

第5 広域避難計画

大地震による災害は、火災、津波などの二次災害が発生しやすく、被害が大規模かつ広域的になるおそれがあるので、広域避難場所を次の4箇所に指定する。

- (1) 保健センター
- (2) 中学校
- (3) 小学校
- (4) 北小学校

なお、選定基準は次のとおりである。

ア 指定避難場所は、要避難地区のすべての住民（一人当たりおおむね2㎡以上）が収容できるものとする。

イ 火災の延焼、山・崖崩れ及び津波等の危険性のない場所とする。

第6 避難計画の策定

町は、あらかじめ自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。当該避難計画には、町が行う避難指示等避難情報の発令等の基準、指定緊急避難場所及び指定避難所その他避難のために必要な事項を定める。

町は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合における指定緊急避難場所等の運営について、あらかじめ指定緊急避難場所等の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を町民に周知する。

第7 避難に関する広報

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、避難方法、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の意味合い、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報紙や防災マップ等の配布、防災訓練等の実施等を通じて、町民に周知徹底を図るものとする。

また、指定避難所の開設状況や混雑状況を周知することも想定し、避難に関する情報の伝達方法については、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を検討し、整備に努めるものとする。なお、避難指示等については、県防災情報システムの防災アプリ及び防災情報メールを伝達手段の一つとすることとし、住民に対しては事前に防災アプリのダウンロード及びメール配信希望の登録をするよう呼びかけるものとする。

さらに、指定避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努めるものとする。

また、町外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難もとと避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、これを周知するものとする。

第8 避難所運営マニュアルの作成

町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア、避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行することを基本とする、全体的な考え方としての避難所運営マニュアルの作成に努める。

また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、町、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は、連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルの作成に努めるものとする。

なお、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努める。

第9 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期すものとする。

第10 要配慮者への対応

高齢者、障がい者等、その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

また、災害時の避難に特に支援を要する者の名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）については、改正災害対策基本法により町長に作成が義務付けられており、名簿の活用に関して平常時と災害時のそれぞれについて避難支援等関係者に情報提供を行うための体制を整備する。

第11 帰宅困難者への対応

町は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）が、帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。

第12 児童生徒への対応

町及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第13 孤立地域への対応

町は、孤立の恐れがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進する。

第15節 医療計画

第1 初期医療体制の整備

- (1) 宇多津町の医療救護計画に基づき、応急救護所の設置、医療救護班の編制、出動等に関する計画を作成する。
- (2) 宇多津町の医療救護計画に基づき、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などについて、自主救護体制を確立させるための計画を定める。

第2 後方医療体制の整備

香川県医療救護計画に基づき、応急救護所の後方病院としての救護病院の設置について計画を定める。

救護病院の設置にあたっては、原則として、すべての救急告示病院・診療所を対象として協力を求めるとともに、その他の医療機関についてもできる限り協力が得られるよう努める。

第3 傷病者の搬送

重症患者の後方支援医療機関（必要に応じて、県外の医療機関）への搬送は、原則として坂出消防本部が救急車で搬送するものとするが、救急車が確保できない場合及び緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。

- (1) 町及び医療救護班が確保した車両により搬送する。
- (2) 知事に、県防災ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (3) 自衛隊のヘリコプター等による搬送を県を通じて要請する。
- (4) 高松海上保安本部に巡視舟艇・ヘリコプターによる搬送を要請する。
- (5) 船舶等を借り上げ、海上搬送する。

第4 医薬品等の確保

1 医薬品等確保体制の確立

- (1) 香川県の策定した計画に基づき、標準備蓄医薬品等の備蓄及び調達計画を策定する。
- (2) 住民は、軽度の傷病については、自分で手当を行える程度の医薬品等を準備する。

第 1 6 節 防疫、保健衛生計画

第 1 防疫予防体制

防疫実施計画を定め、住民が行う防疫及び保健活動を指導する。

第 2 食品衛生の確保

香川県の策定した計画に基づき、住民が行う食品衛生の維持活動について指導助言する。

第 3 薬剤及び資機材の備蓄、調達

防疫用薬剤及び資機材として、消毒薬（塩化ベンザルコニウム、クレゾール石鹼液、消毒用アルコール 500ml 入り各 20 本）及び薬剤散布用噴霧器（動力式または手動式 3 台）を基準として備蓄する。

第 4 し尿処理計画

- (1) し尿処理方法、し尿処分地の選定、収集運搬機材及び仮設便所の建設資材の確保並びに下水道を利用した簡易トイレの確保等について定める「し尿処理計画」を定める。
- (2) 住民及び自主防災組織に対し、「し尿処理計画」を周知し、協力を求める。

第 1 7 節 ごみ及び災害廃棄物処理計画

- (1) ごみ及び災害廃棄物の処理について、「地震に伴うごみ及び災害廃棄物の応急処理計画作成指針」に基づき、排出推定量を定め、応急処理計画を作成する。
- (2) 住民及び自主防災組織に対し、応急処理計画を周知し、協力を求める。

第18節 要配慮者対策計画

高齢者、障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

以前より整備していた災害時要援護者名簿に必要事項を追記するなどし、避難行動要支援者名簿として活用しているが、令和元年度に導入した地域福祉支援システム、令和3年度に制定した宇多津町避難行動要支援者登録制度実施要綱により、適切に管理・運用することとする。

第1 在宅の避難行動要支援者の対策

(1) 町は、地域の実情に応じた要配慮者支援対策を推進するため、要配慮者のための全体計画及び避難行動要支援者名簿を定期的に整備、更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努め、災害時に効果的に利用することで適切な援護を行う。

また、名簿の活用に関して平常時と災害時のそれぞれについて避難支援等関係者に情報提供を行うための体制を整備する。具体的な手順については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府）」を踏まえ実施する。

ア 避難行動要支援者の範囲

- ① 75歳以上のみの世帯に属する者のうち、自力避難ができない者
- ② 65歳以上の一人暮らしの者で、自力避難ができない者
- ③ 身体障がい者手帳1・2級の第1種を所持する者
- ④ 療育手帳○A、Aを所持する知的障害者
- ⑤ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- ⑥ 難病患者
- ⑦ 要介護認定3以上の者
- ⑧ 上記①～⑦のほか、自治会や自主防災組織が支援の必要を認めた者

イ 避難支援等関係者

- ① 自治会
- ② 自主防災組織
- ③ 民生児童委員
- ④ 消防団
- ⑤ 社会福祉協議会などの関係機関団体
- ⑥ 警察

⑦ 医療機関

⑧ 介護関係者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

① 住民基本台帳

② 保健福祉課より提供

③ 健康増進課より提供

④ 県保健福祉部局に提供依頼

⑤ 手上げ方式（要支援者の範囲外の者）

エ 名簿の更新に関する事項

① 住民基本台帳

② 避難支援等関係者による名簿の確認

③ 関係機関からの情報提供

④ 更新時期は年1回程度

オ 名簿情報の情報漏えい防止に講ずる措置

避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援等関係者に名簿を渡す際には、適正な情報管理を図るよう指導するなど適切な措置を講ずるよう努める。

カ 要配慮者が円滑に避難できるための配慮

自然災害時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難指示等を適時適切に発令するよう努める。また、発令、伝達にあたっては高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより一人一人に的確に伝わるよう努め、各種情報伝達の特徴を踏まえ、多様な伝達の手段を確保する。

キ 避難支援等関係者の安全確保

平時から地域全体で話し合いなどを行い、避難支援に関する計画を定め周知し、避難支援を行うにあたって、避難支援等関係者の安全確保が図られるよう努める。

(2) 町は、あらかじめ自治会、民生委員、自主防災組織等の活動を通じて、避難行動要支援者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。また、把握した情報について、個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するとともに、避難訓練を実施するなど、連携の強化に努める。

また、地域と連携して、個々の避難行動要支援者毎に、支援主体や支援方法等について、個別避難計画の作成に努め、災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行うものとする。

なお、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者に、避難支援者が避難支援や迅速な安否確認等を行う

ことに留意する。

- (3) 難病者への対応のため、町は、県との連携を図る。また、町及び県は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。

第2 福祉避難所の指定等

- (1) 町は、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定の拡充及び設置・運営マニュアルの作成に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

ア 福祉避難所の指定（資料6 福祉避難所一覧）

福祉避難所は、既存の社会福祉施設等の中から指定している。

イ 人材の確保

社会福祉施設等の管理者は、要配慮者の相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる人材の確保に努める。

- (2) 町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

第3 外国人の対策

- (1) 町は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、指定避難所等の表示板等に外国語を併記するよう努める。
- (2) 町は、外国語による防災に関するパンフレット等を作成、配布や防災訓練の実施等により、防災知識の普及、啓発に努める。
- (3) 町は、災害時に外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう、直訳ボランティアなどの確保を図る。

第4 社会福祉施設等入所者の対策

町及び県は、被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用した体制の整備に努める。

また、社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。また、災害支援に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほ

か、次の措置を講じるよう努める。

- (1) 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導體制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
- (2) 利用者及び従事者等に対して避難経路及び避難場所・避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。
- (3) 定期的に施設、設備等を点検し、必要な修繕等や家具の固定等の対策を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
- (4) 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容等についての、施設相互間の応援協力体制や、県、町、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。

第5 旅行者の対策

町は、旅行者等土地に不慣れな者が、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、宿泊施設や観光事業者等と連携し、体制の整備に努める。

第6 避難行動要支援者からの情報提供

高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となる者は、町、自主防災組織等にあらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

第19節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童、生徒及び幼児（以下「児童生徒等」という。）、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

第1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、県又は町の指導により、次の措置を講じる。

1 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や、連携体制の整備を推進する。また、地震・津波に関する防災体制の整備状況を定期的に確認する。さらに、指定避難所に指定されている学校については、町危機管理課と連携し、指定避難所開設時の協力体制の確立に努める。

2 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力の下、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など防災教育の充実に努める。

3 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに訓練を行う。

4 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

5 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な

行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに訓練を行う。

第2 文教施設・設備の点検、整備

町及び県は、文教施設・設備を災害から守るため、定期的に点検を行い危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材を整備する。

第3 文化財の保護

町は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、自動火災報知設備、消火器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

第20節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの育成、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

第1 協力体制の確立

(1)町及び県は、香川県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の確立に努める。

(2)町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

第2 ボランティア活動の啓発等

町及び県は、関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。

また、香川県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等との連携により、災害時のボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

第3 防災ボランティアの研修等

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

第21節 被災動物の保護計画

災害時には、避難所に飼い主とともに避難してくる動物や、飼い主とはぐれたり負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

町は、動物愛護、動物由来感染症及び環境衛生の観点から、これら被災動物の避難所での適切な飼養管理や、保護収容、治療等に関して、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。

第1 愛玩動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。

また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

第2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害時直ちに、当該動物の脱出を防止するための措置を実施するとともに、万一脱出した場合は、直ちに関係機関へ通報するとともに、捕獲するよう努めるなど、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。

第3 指定避難所における動物の適正飼養対策

町は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物について、動物愛護や動物由来感染症等の観点から適正飼養についての指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。

町は、指定避難所での混乱を避けるため、動物との同行避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるように配慮する。

動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、指定避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努める。

第4 被災動物救護活動

町は、県、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の

救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

第22節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模地震発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

第1 住民への啓発

町及び県は、住民に対して、「災害時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

第2 事業所等への啓発

町及び県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るものとする。

第3 避難所等の提供

町は、指定避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、指定避難所の運営体制の整備に努める。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。なお、滞在できる施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。

第4 情報提供体制の整備

町及び県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、CATV、避難施設・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

第5 安否確認の支援

町及び県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

第6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

町及び県は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への

水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

第7 帰宅困難となる観光客等への対策

- (1) 町及び県は、現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、避難所等についての広報を行うよう努めるものとする。
- (2) 町は、県の支援のもと、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図るものとする。また、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。
- (3) 町及び県は、宿泊施設等の管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取組を促進する。

第23節 業務継続計画（BCP）策定計画

大規模地震発生時等における災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の円滑な継続のため、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めることを目的として宇多津町業務継続計画（BCP）を策定したことにより、業務継続性の確保を図り、実効性のあるものとする。

第1 町業務継続計画

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画を策定し、定期的に見直しを図るものとする。

第2 事業者の事業継続計画

災害等による企業の事業中断は、企業の存立や地域経済に大きな影響を及ぼすものとして、企業の事業継続計画策定の必要性が指摘されている。

こうしたことから、町及び県は、事業継続計画作成のための情報提供を行うなど、事業者や事業者団体に対し、計画の策定を推進するよう働きかけるものとする。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第3 地域継続計画の推奨

県は行政組織や企業だけでなく、住民や地域コミュニティ等を構成するその他の組織を含めた地域機能を継続するための地域継続計画（DCP）の策定について、先進的な地域の取組を推奨するものとする。